

総務省行政相談センター

まくみみ新潟

令和6年能登半島地震による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

新潟行政評価事務所では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

● 行政相談専用ダイヤル 0570-090110

（常設の行政相談専用電話、要通話料）

（注）受付時間：8時30分から17時まで。受付時間外は留守番電話対応

● 来所による相談受付：平日8：30～17：00

<交通>

JR新潟駅万代口バスターミナル No. 8 乗り場よりバスで約30分。

・「S30 水島町線<水島町経由>美咲合同庁舎行」乗車、

「美咲合同庁舎」バス停下車。

・「S20～S23 鳥屋野線<県庁前経由>曾野木ニュータウン行、

嘉木行、酒屋車庫行又は小須戸行」乗車

「出来島変電所前」バス停下車徒歩5分。

● インターネットによる相談受付：毎日 24時間受付

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



● FAXによる相談受付：毎日 24時間受付

025-282-1124

まくみみ新潟



総務省行政相談センター

総務省 新潟行政評価事務所

〒950-8628

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7階

電話：025-282-1112（代表）

FAX：025-282-1124

ご注意

- ◆ 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和6年3月14日時点の情報で作成しております。今回の能登半島地震により避難指示及び避難勧告が発表された市町にお住まいの方の今後の生活支援に役立てていただくことを主な目的として作成したものです。

最新の情報は、新潟行政評価事務所ホームページ(下記URL参照)の「【最新のお知らせ】〈令和6年能登半島地震による「被災者の皆様への生活支援」(第〇版)〉」で掲載していきませんが、随時、情報は更新されますので市町村の窓口やホームページなどでご確認ください。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/nigata.html>

- ◆ 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の能登半島地震による災害においては、新潟県内の14市町が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村(14市町)】

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町

目 次

<p>◆住まいや身の回りのこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災証明書の発行 (P. 4) 2 被災届出証明書の発行 (P. 8) 3 被災した建築物・宅地の危険度判定 (P. 9) 4 被災住宅の応急修理、補修、再建等 (P. 10) 5 被災市民の公的住宅への提供・入居相談等 (P. 20) 6 災害ごみについて (P. 25) 7 家屋等の公費解体制度について (P. 29) 	<p>◆事業者・労働者の方へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別労働相談窓口 (P. 51) 2 中小企業・小規模事業者の金融相談、補助金 (P. 53) 3 中小企業者を対象とした各種相談窓口 (P. 56) 4 農林水産業者等の相談窓口 (P. 57)
<p>◆お金のこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害援護資金の貸付 (P. 31) 2 福祉資金の貸付 (P. 32) 3 生活再建のための支援金 (P. 34) 4 住宅復旧の融資等 (P. 34) 5 電気・上下水道料金及びガス料金の減免など (P. 34) 6 NHKの放送受信料の免除 (P. 37) 	<p>◆民間の手続きのこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震保険 (P. 60) 2 生命保険の契約内容 (P. 60) 3 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 61) 4 法律相談等の窓口 (P. 61)
<p>◆役所の手続きのこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国税の特別措置 (P. 39) 2 県税の特別措置 (P. 40) 3 市町村税の特別措置 (P. 41) 4 自動車検査証の有効期間の延長 (P. 46) 5 各種の許認可等の有効期間の延長など (P. 47) 6 国民年金保険料の納付免除、厚生年金保険料等の納付の猶予について (P. 48) 	<p>◆医療・健康のこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 こころの悩み相談窓口 (P. 63) 2 からだの悩み相談窓口 (P. 65) 3 医療機関の受診について (P. 66)
	<p>◆そのほかの情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティア (P. 67) 2 外国人のための相談窓口 (P. 67) Consultation For foreigner 3 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 69) 4 新潟市設置の被災相談窓口 (P. 69)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書（罹災証明書）の発行

- ◆ 「り災証明書（注）」は、自然災害による住家の被害程度等の内容を証明する書類です。義援金・見舞金給付や融資、保険金の請求手続等に必要となる場合があります。自然災害（火災を除く）で被害にあった住家（居住実態のある家屋）のみが対象となります。証明書は世帯主名での発行となります。

なお、住家以外の建物や家具等の物品は対象となりません。住家以外の建物等への被害については、「被災届出証明書」ページをご参照ください。

（注）市町村によっては、「被災証明書」などの名称で交付している場合があります。
- ◆ マイナンバーカード及びマイナンバーカードの読み取り機をお持ちの方はマイナポータルで申請できます。
- ◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真（カメラやスマホ）に撮って保存をお願いします。市からの罹災証明取得や保険会社への損害保険請求する際に役立ちます。
 - ・被害箇所は漏れなく撮影する。
 - ・写真は家の外と中の写真を撮りましょう。
 - ・家の外はなるべく4方向から撮りましょう（浸水した場合は深さが分かるようにメジャーをあてて全体を写した遠景と、目盛が読み取れる近景を撮影）。
 - ・家の中の被害状況写真は、
 - (1)被災した部屋ごとの全景写真、
 - (2)被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
 - ・撮影日時を表示できる場合は、日時設定を正確にしておく。

◆ 各市町村における「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。

市町	窓口	電話番号	備考
新潟市	税制課	025-226-1502	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間：午前 8 時半から午後 5 時半 郵送で申請可 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 新潟市財務部税制課 新潟市オンライン申請システムで申請可 新潟市 HP から申請できます。 マイナポータルの「ぴったりサービス」で、罹災証明書等の発行に係るオンライン申請可  <p>ぴったりサービス (外部リンク) > 新潟県新潟市・【災害】罹災証明書の発行申請</p>
<p>「調査済証」をお持ちの方に、被災相談窓口にて罹災証明書を発行しています。</p> <p>※被災相談窓口：</p> <p>北区役所 (3/29 まで平日 9～17 時)、東区役所 (3/30 まで金土、9～18 時)、 中央区役所 (3/31 まで毎日、9～18 時)、曾野木地区公民館 (3/31 まで毎日、9～18 時)、 秋葉区役所 (3/31 まで毎日、9～18 時)、南区役所 (3/31 まで毎日、9～18 時)、 西総合スポーツセンター (3/31 まで毎日、9～18 時)、黒埼地区総合体育館 (3/31 まで) 西川健康センター (3/30 まで、水～土、9～18 時)</p>			
長岡市	<ul style="list-style-type: none"> アオーレ長岡 東棟 1 階 税金窓口 各支所 地域振興・市民生活課 (栃尾支所は市民生活課) 	<p>資産税課 0258-39-2213</p> <p>各支所</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 長岡市電子申請フォーム> 長岡市罹災証明書交付申請 マイナポータルの「ぴったりサービス」で、罹災証明書等の発行に係るオンライン申請可   <p>中之島支所 (0258-61-2010・0258-61-2014) 越路支所 (0258-92-5901・0258-92-5905)</p>

		地域振興・市民生活課	三島支所 (0258-42-2242・0258-42-2246) 山古志支所 (0258-59-2330・0258-59-2332) 小国支所 (0258-95-5905・0258-95-5900) 和島支所 (0258-74-3112・0258-74-3113) 寺泊支所 (0258-75-3111・0258-75-3113) 栢尾支所 (0258-52-5835) 与板支所 (0258-72-3101・0258-72-3160) 川口支所 (0258-89-3111・0258-89-3112)
三条市	市民窓口課 栄サービスセンター 下田サービスセンター	市民総合窓口係 0256-34-5530	・受付時間：8時30分から午後5時 (土・日・祝日除く)
柏崎市	税務課	税務課家屋係 0257-21-2256	・受付時間：午前8時30分から午後5時15分 ・郵送で申請可 〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号 税務課 ・オンラインフォームで申請(自己判定方式による被害判定の判定を希望する方のみ) 柏崎市HPから申請できます。 ・窓口・電話での相談受付時間：祝日は除く ・月曜日=8:30~19:00 ・火曜日~金曜日=8:30~17:15 ・土曜日=8:30~12:00
加茂市	税務課資産税係	0256-52-0080	・受付時間：8時30分から午後5時 税務課窓口申請してください。 ・自己判定方式による、り災証明書の発行を希望する方は、申請時にお申し付けください。
見附市	税務課	資産税係	・時間：平日9時~17時 ・電話：見附市市民税務課資産税係 0258-62-1700(内線127)
燕市	税務課 資産税2係	0256-77-8148	・受付時間：8時30分から午後5時15分
糸魚川市	市役所市民課 4番窓口 能生事務所 青海事務所	市民課 地震災害対策本部 025-552-1511	・受付時間：平日8時30分から17時まで

妙高市	市民税務課	市民税務課 課税グループ 0255-74-0011 0255-74-0012	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 郵送で申請可 〒944-8686 新潟県妙高市栄町 5-1 妙高市市民税務課 受付期間：原則として、災害の発生した日から 3 か月間
五泉市	税務課 資産税係	0250-43-3911 (内線 270, 271)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
上越市	税務課 各総合事務所 市民生活・福祉グループ	025-520-5649 (直通) 025-526-5111 (代表)	<ul style="list-style-type: none"> ◆罹災証明書は、保険会社への保険金等の請求の際には原則不要 ◆ 罹災証明書の発行 申請時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 申請場所：市税総合窓口 各総合事務所 市民生活・福祉グループ (南北出張所では発行できません。)
佐渡市	防災課 各支所・行政 サービスセンター	0259-63-3125	<ul style="list-style-type: none"> 時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
南魚沼市	税務課 大和市民センター 塩沢市民センター	税務課資産税班 025-773-6668	<ul style="list-style-type: none"> 時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 相談窓口：税務課資産税班
出雲崎町	総務課庶務防 災係	0258-78-2290	役場にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

2 被災届出証明書の発行

- ◆ 被災届出証明書は、自然災害により、「住家以外の不動産や動産など」が被害を受けた旨の届出がなされた事実について証明するものです。
- 被害の程度や災害と被害の因果関係を証明するものではありません。
- 被害状況が分かる複数の写真が必要です。

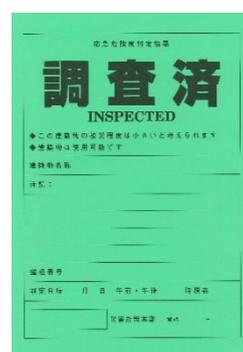
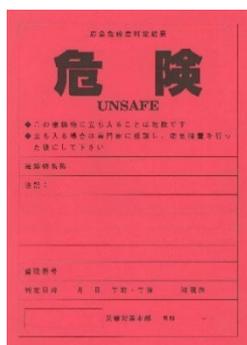
市町	申請先・問い合わせ先																																
新潟市	<p>被災届出証明書申請書に記載し、被害箇所の状況が分かる写真を添付のうえ、対象物件の所在する区役所担当課の窓口で申請してください（物件の種類により届出担当課が異なります）。</p> <p>（注）西区は西出張所、黒埼出張所、中野小屋連絡所でも申請書の受付のみ可能</p> <ul style="list-style-type: none"> • 車庫等の非住家や家財等 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>北区地域総務課</td><td>025-387-1115</td></tr> <tr><td>東区総務課</td><td>025-250-2720</td></tr> <tr><td>中央区総務課</td><td>025-223-7064</td></tr> <tr><td>江南区地域総務課</td><td>025-382-4526</td></tr> <tr><td>秋葉区地域総務課</td><td>0250-25-5470</td></tr> <tr><td>南区地域総務課</td><td>025-372-6431</td></tr> <tr><td>西区総務課</td><td>025-264-7120</td></tr> <tr><td>西蒲区地域総務課</td><td>0256-72-8129</td></tr> </table> • 商業施設・工業施設・農業施設等 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>北区産業振興課</td><td>025-387-1365</td></tr> <tr><td>東区地域課</td><td>025-250-2170（農業施設等は江南区産業振興課）</td></tr> <tr><td>中央区地域課</td><td>025-223-7054（農業施設等は江南区産業振興課）</td></tr> <tr><td>江南区産業振興課</td><td>025-382-4809</td></tr> <tr><td>秋葉区産業振興課</td><td>0250-25-5689</td></tr> <tr><td>南区産業振興課</td><td>025-372-6515</td></tr> <tr><td>西区農政商工課</td><td>025-264-7630</td></tr> <tr><td>西蒲区産業観光課</td><td>0256-72-8407</td></tr> </table> 	北区地域総務課	025-387-1115	東区総務課	025-250-2720	中央区総務課	025-223-7064	江南区地域総務課	025-382-4526	秋葉区地域総務課	0250-25-5470	南区地域総務課	025-372-6431	西区総務課	025-264-7120	西蒲区地域総務課	0256-72-8129	北区産業振興課	025-387-1365	東区地域課	025-250-2170（農業施設等は江南区産業振興課）	中央区地域課	025-223-7054（農業施設等は江南区産業振興課）	江南区産業振興課	025-382-4809	秋葉区産業振興課	0250-25-5689	南区産業振興課	025-372-6515	西区農政商工課	025-264-7630	西蒲区産業観光課	0256-72-8407
北区地域総務課	025-387-1115																																
東区総務課	025-250-2720																																
中央区総務課	025-223-7064																																
江南区地域総務課	025-382-4526																																
秋葉区地域総務課	0250-25-5470																																
南区地域総務課	025-372-6431																																
西区総務課	025-264-7120																																
西蒲区地域総務課	0256-72-8129																																
北区産業振興課	025-387-1365																																
東区地域課	025-250-2170（農業施設等は江南区産業振興課）																																
中央区地域課	025-223-7054（農業施設等は江南区産業振興課）																																
江南区産業振興課	025-382-4809																																
秋葉区産業振興課	0250-25-5689																																
南区産業振興課	025-372-6515																																
西区農政商工課	025-264-7630																																
西蒲区産業観光課	0256-72-8407																																
長岡市	<p>アオーレ長岡東棟 1階 税金窓口（資産税課 0258-39-2213）</p> <p>各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）</p>																																
三条市	市民窓口課 市民総合窓口：0256-34-5540（直通）																																

	栄サービスセンター、下田サービスセンター 受付時間：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
加茂市	税務課窓口にて受付 0256-52-0080
見附市	市民税務課資産税係 0258-62-1700（内線 127） 受付時間：午前 9 時から午後 5 時
燕市	税務課資産税 2 係 0256-77-8148 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
妙高市	市民税務課課税グループ（電話：0255-74-0011 / 0255-74-0012）または 妙高高原支所・妙高支所
佐渡市	防災課 0259-63-3125 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

[目次に戻る](#)

3 被災した建築物・宅地の危険度判定

- ◆ 被災建築物応急危険度判定は、震度 5 以上の地震が発生し多くの建築物が被害を受け、市町村長が判定の必要があると判断した際に、市町村が主体となって被災後の二次災害を防止する目的で、専門家（応急危険度判定士）が被災建築物の調査を行い、その建築物が使用できるかどうかを判定するものです。
- ◆ 被災宅地危険度判定は、大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した際に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図ることを目的として、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災した宅地の危険度を判定するものです。
- ◆ いずれも、り災証明書の発行には別途、被害調査が必要となります。
- ◆ 判定に基づき、調査済みの建築物や宅地には、赤（危険）、黄（要注意）、緑（調査済）（宅地は青）の帳票が貼られ、立ち入りが制限されたりします。



[目次に戻る](#)

4 被災住宅の応急修理、補修、再建等

◆ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（被災者応急住宅修理制度）

災害により、災害救助法が適用された市町にある住宅に被害を受けた方のうち、一定規模以上の被害（罹災証明書の記載が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊）が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、お住まいの市町村が業者に依頼し、修理費用を市町が直接業者に支払う制度です。災害救助法に基づく住宅の応急修理（国制度）と新潟県独自の住宅の応急修理（県制度）があり、原則として県制度によりますが、条件を満たす場合には、両方の制度を利用することができます。

（ご注意）

- 申込期限は令和6年6月28日(金)、完了期限は同年12月31日(火)です。それぞれの期限に間に合わない場合は各市町村にご相談ください。
 - 市町村で受付を行う前に、修理業者に修理を依頼し、支払いまでを終えている場合は、支援の対象となりませんのでご注意ください。
 - また、支援の申込には、被害状況が分かる写真が必要となりますので、必ず写真（スマホでの撮影も可）を撮影してください。
- ◆ また、各市町では独自に制度を行っている場合もありますので、以下各市町の部分を御確認ください。

上記制度等について、公表されている窓口および連絡先等は以下のとおりです。

市町	申請先・問い合わせ先																									
新潟市	<p>問合せ先：新潟市被災相談窓口（p. 5、p. 69）で相談を受付けています。</p> <p>また、上記国・県の制度以外にも以下の制度があります。</p> <p>【被災者生活再建支援金】 お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 問合せ：福祉総務課 025-226-1169 概要：罹災証明書の判定で「半壊」以上の方を支援 （再建方法などにより異なる）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>罹災証明書区分</th> <th>基礎</th> <th>加算</th> <th>市支援</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> <td>50～200万円</td> <td>100万円</td> <td>250～400万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> <td>50～200万円</td> <td>50万円</td> <td>150～300万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td></td> <td>25～100万円</td> <td>50万円</td> <td>75～150万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td></td> <td></td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【被災者住宅応急修理】 日常に不可欠な部分の現状復旧 問合せ：公共建築課 025-226-2880 受付期限：6月28日 概要：罹災証明書の判定で「準半壊」以上の方を支援</p> <p>【新潟市液状化等被害住宅修繕支援補助金】 令和6年能登半島地震による揺れや液状化等により被災した住宅等の修繕を支援します。 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」などの被害が発生した住宅に居住する世帯を対象に、住宅や敷地環境の修繕工事を対象工事とします。 被害の程度により、補助金の限度額及び申請回数は異なります。</p> <p>① 対象者 住宅の被害が罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」である世帯で以下のすべてに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、罹災証明書を受けた世帯主又は世帯を構成する者 2、罹災した住宅に発災時に居住していた者 3、修繕後の住宅に住み続ける者 	罹災証明書区分	基礎	加算	市支援	合計	全壊	100万円	50～200万円	100万円	250～400万円	大規模半壊	50万円	50～200万円	50万円	150～300万円	中規模半壊		25～100万円	50万円	75～150万円	半壊			50万円	50万円
罹災証明書区分	基礎	加算	市支援	合計																						
全壊	100万円	50～200万円	100万円	250～400万円																						
大規模半壊	50万円	50～200万円	50万円	150～300万円																						
中規模半壊		25～100万円	50万円	75～150万円																						
半壊			50万円	50万円																						

② 対象住宅

対象となる住宅は、「戸建て住宅」「共同住宅」「長屋」「併用住宅（事業専用部分を除く）」「多世帯住宅」となります。ただし、賃貸住宅は除きます。

③ 対象内容

被災した住宅、住宅の敷地環境の修繕工事が対象です。ただし、以下のものは対象外です。

対象外のもの：土地の購入に係るもの、仮住まい用住居に係るもの、家具、家財、電化製品（冷蔵庫、壁掛けエアコン等）、暖房器具、照明器具などの備品に係るもの、電話、インターネット、TV アンテナの設置など、併用住宅の業務専用部分（店舗、事務所等の内装等）に係るもの、発災時に存在しない建築物や工作物の新設に係るもの（車庫や物置の増設など）、植栽工事に係るもの、他の助成事業の補助金を受けている又は受ける予定の部分、太陽光発電システム、ペレットストーブの新設、ハウスクリーニングなど

④ 支援上限額

罹災証明書区分	補助金上限額	加算上限額	補助率	申請回数
全壊	100万円	50万円	10/10	2
大規模半壊	100万円	50万円	10/10	2
中規模半壊	50万円	50万円	10/10	2
半壊	50万円	50万円	10/10	2
準半壊	30万円		10/10	2
一部損壊	10万円		10/10	1

⑤ 申込期限（市制度）

工事費の支払いが完了していない場合の期限：令和7年2月28日

工事費の支払いが完了している場合の期限：令和7年3月14日

問合せ先：公共建築課 025-226-2886

新潟市被災相談窓口（p.5、p.69）でも相談を受付けています。

【新潟市共同管工事助成】

対象者等：2 戸以上で共同排水設備を設置している者（貸家等・法人は対象外）下水道事業受益者負担金・分担金・下水道使用料を滞納していないことが条件

支援内容：助成率；共同で利用する部分の工事費（市長が別に定める助成基準工事費）の 4/5 を助成

申請先・照会窓口：

- ・北区にお住まいの方：北下水道分室 025-387-1825
- ・東区・中央区・江南区にお住まいの方：東部地域下水道事務所
025-281-9562
- ・秋葉区にお住まいの方：秋葉下水道分室 0250-25-5810
- ・西区・南区・西蒲区にお住まいの方：
西部地域下水道事務所 025-370-6372

【ブロック塀等*の撤去への支援】

能登半島地震により、被災し危険な状態となっているブロック塀等の撤去工事の費用を補助します。

※ブロック塀等：コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組構造、コンクリート製の塀及び門柱

対象：道路等*に面しているもの

※道路等：一般の通行の用に供する道路等又は公園

補助額：次のいずれか少ない額の 2/3

消費税相当額を除く撤去工事に要する費用（基礎のみの撤去費用は対象外） 又は

撤去するブロック塀等の長さに 17400 円/m をかけた額

限度額：20 万円

申請者：撤去するブロック塀等の所有者又は管理者

申込期限：工事着手済み 令和 6 年 3 月 29 日

工事未着手 令和 6 年 12 月 27 日

- ・問合せ先：建築行政課 025-226-2841
- ・時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

【建替・住宅購入への支援】

「中規模半壊」以上の被害を受けた住宅で、住宅を建て替え・購入する方を支援します。詳細は決まり次第お知らせします。

支援の上限額は以下のとおりです。

区分	罹災証明書の住家の被害	支援上限額	沈下防止加算上限額
----	-------------	-------	-----------

	立替・購入	全壊	100万円	50万円
		大規模半壊	100万円	50万円
		中規模半壊	50万円	50万円
<p>※立替又は購入する住宅は、新潟市内のものに限ります。</p> <p>申込期限：住宅建替 令和6年9月30日(月) 住宅購入 令和7年2月28日(金)</p> <p>問合せ先：建築保全課 025-226-2864</p> <p>新潟市被災相談窓口（p.5、p.69）でも相談を受付けています。</p> <p>（注）新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金との併用不可</p>				
長岡市	問合せ先：都市政策課住宅政策班 0258-39-2265			
三条市	<p>受付窓口：三条庁舎 2F 建築課窓口</p> <p>問合せ先：建設部 建築課 審査指導係 0256-34-5727</p>			
柏崎市	問合せ先：都市整備部 建築住宅課 指導係 0257-21-2291			
見附市	問合せ先：都市環境課 都市政策室 都市・住宅政策係 0258-62-1700			
燕市	<p>国・県の制度以外にも以下の制度があります。</p> <p>【災害復旧版 住宅リフォーム助成事業】</p> <p>燕市に住所のある個人、工事対象住宅等の所有者または所有者の3親等以内の親族を対象に、①地震により損壊した住家及び非住家を修繕する工事、②市内登録施工業者に発注した工事、③対象工事費が税込11万円以上（既に発注済み工事も含む）を補助対象として、対象工事費の1/2（住家は20万円、非住家は10万円を上限）に補助します。</p> <p>申込期間：3月28日(木)まで</p> <p>【ブロック塀等撤去費助成事業】</p> <p>ブロック塀等の所有者（個人、法人問わず）、ブロック塀等の所有者の3親等以内の親族を対象に、ブロック塀等または石灯笼等の組積工作物を撤去する市内業者に発注した工事（既に発注済み工事も含む）を補助対象として、対象工事費の1/2（上限10万円）を補助します。</p> <p>申込期間：3月28日（木）まで</p> <p>・住宅リフォーム事業、ブロック塀等撤去費助成事業の問合せ先 営繕建築課 建築指導係 電話：0256-77-8282</p>			
糸魚川市	<p>・罹災証明で準半壊以上の判定を受けた住宅の応急復旧制度</p> <p>問合せ先：都市政策課 025-552-1511</p> <p>国・県の制度以外にも以下の制度があります。</p> <p>【被災住宅敷地復旧補助金】</p> <p>能登半島地震で被災した住宅敷地について、造成ブロック等の復旧に要する経費の一部を助成するものです。</p>			

- ・受付期間：令和6年1月17日（水曜日）から令和6年6月28日（金曜日）までの土曜、日曜、祝日を除いた日
- ・工事期間：交付決定後から令和6年12月31日（火曜日）まで
- ・補助対象者：住宅敷地の所有者または管理者で、復旧工事を行う者
※借地の場合、敷地の所有者から同意を得て、居住者が行う復旧工事を
含む。
- ・補助対象物：住宅敷地内の造成ブロック及び屋外舗装 ※事業所は対象外
- ・対象経費：対象物の補修及び補強に要する経費（税込 10 万円以上の復旧工事）
- ・補助条件：市が現地を確認し、必要と判断した住宅敷地であり、今回の地震発生後に工事着手したものを含む。
- ・補助金額：対象経費（税込）の 1/2（上限 30 万円）
- ・申込方法：申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、申請窓口
に提出してください。
- ・申請窓口：市役所 1 階 市民ホール
- ・照会先：建設課 025-552-1511

【ブロック塀(塀垣ブロック)等除去補助制度】

ブロック塀の一部損壊などが多くみられていることから、ブロック塀の除却補助を緊急的に追加実施します。通年実施している制度において、補助対象とすることが難しい一部損壊のブロック塀等について認めることとしています。ただし、全壊したブロック塀等は対象となりません。

- ・受付期間 令和6年1月17日(水)から令和6年3月29日(金)まで
- ・工事期限 令和6年12月31日(火)まで
- ・受付場所 糸魚川市役所 3 階 都市政策課 都市計画係
- ・対象者：ブロック塀を所有または管理する方で、市税等に滞納がない方。工事期限までに工事を完了し、実績報告書を提出できる方
- ・対象物：市内にあるコンクリートブロック・コンクリートパネル・石材・レンガ等でできた、高さ1メートル以上の塀や門柱（※R6.1.1 能登半島地震で損壊した1 m以下の部分がある塀も対象）
- ・対象工事：道路、通学路、公園、その他公共の用に供する施設に面するブロック塀を全て除却または地面からの高さを1メートル未満にする工事であること。市内に本支店を置く業者が施工すること。
- ・補助額：除却費用の2分の1（上限10万円、千円未満切り捨て）

<p>五泉市</p>	<p>被災者住宅応急修理制度の問合せ先：都市整備課建築住宅係 0250-43-3911（代表）</p> <p>上記国・県の制度以外にも以下の制度があります。</p> <p>【五泉市被災住宅等リフォーム事業補助金】</p> <p>五泉市では、能登半島地震により破損した住宅等の修繕を行う市民の負担軽減のため支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込期間：1月26日（金）～ 令和6年3月29日（金） ・ 対象者：五泉市に住民登録を行っており、同居する家族全員が市税を滞納していないこと（企業・法人等の場合は対象外） ・ 補助対象要件：令和6年1月1日の地震により破損した住家及び非住家（空き家、併用住宅の店舗等の部分、別棟の車庫、倉庫、農舎等）を修繕する工事（すでに発注している工事も対象となります。） ・ 施工業者の条件：市内に本店を有する法人または個人事業者（すでに発注している場合は市外業者も可） ・ 補助額：地震により破損した住家及び非住家を修繕する工事に要する費用（税込み）の1/2（千円未満切捨て）で、限度額は以下の通りです。 〈住家〉 20万円 〈非住家〉 10万円 <p>※住家、非住家を合わせて修繕する場合は、一世帯当たり20万円が限度額となります。</p> <p>※補助金の申請は1回限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間：令和6年1月1日～令和6年5月31日（金曜日） ・ 照会先：商工観光課 0250-43-3911（代表）
<p>上越市</p>	<p>【住宅応急修理制度】</p> <p>照会先：建築住宅課 025-520-5786（直）、025-526-5111（代）</p> <p>対象等：居住する住宅が準半壊以上の被害（罹災証明書による）を受けた方で、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する場合、市独自の支援を上乗せし、準半壊が94万3千円、半壊以上が170万6千円などを上限に市が業者に修理を委託する制度です。</p> <p>申込期限：令和6年6月28日（金）</p> <p>【被災者生活再建支援事業】</p> <p>照会先：危機管理課 025-520-5665（直）、025-526-5111（代）</p> <p>対象等：居住する住宅が半壊以上（床上浸水含む）の被害を受けた方に対し、住宅の再建方法等に応じて被災者生活再建支援金を支給します。支給額については、それぞれ最大で全壊が400万円、大規</p>

	<p>模半壊が 300 万円、中規模半壊が 150 万円、半壊が 50 万円、床上浸水が 30 万円です。</p> <p>【被災浄化槽の復旧に関する助成制度】 照会先：生活排水対策課 025-520-5794（直）、025-526-511（代） 対象等：居住する住宅の合併処理浄化槽が被害を受けた方で、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置、故障した浄化槽の更新及び既設の浄化槽の改築（※）を行う場合に補助金を交付します。対象地区は、公共下水道の事業計画区域以外及び農業集落排水が実施されている区域以外となります。なお、補助金額は、工事内容により異なります。 ※「改築」には、機材の交換を含みます。（例：ブロワの更新を含めた機材交換など）</p> <p>【私道の応急復旧工事、私道整備事業の受付】 照会先：道路課 025-520-5771（直）、025-526-5111（代） 対象等：不特定多数の人が利用する両端が公道に接続する 2.5m 以上の私道等（上越市私道整備事業補助金交付要綱に該当するもの）が被害を受けた方で、損壊が大きく、通行が困難な路線について、市が応急復旧工事を実施します。 被災の程度が軽微なもの、また、市が行う応急復旧工事後、さらに追加工事を地域が必要と判断するものについては、私道整備事業補助金の受付を行いますので、期間内に申請してください。 受付期限：3月29日（金）</p>
佐渡市	建設部建築住宅課 0259-67-7403
南魚沼市	総務課防災庶務班 025-773-6660

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「令和6年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル」を開設しています。0120-330-712（フリーダイヤル）（平日10時から17時まで対応）にお問い合わせください。

<注意!> 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください。

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法、便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。

「泥の除去」で高額請求された場合、「住宅に被害が及んでいるが、保険を使って無料で修理できる。」といった不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記にご相談ください。

- ・能登半島地震関連 消費者ホットライン 0120-797-188（通話料無料）
対象地域：石川県、新潟県、富山県、福井県
受付時間：10時～16時（土日祝日含む）
※令和6年能登半島地震に関連する消費者トラブルを受け付けます。
- ・対象地域以外の方は、消費者ホットライン 電話：「188」（局番なしの3桁番号）（通話料有料）におかけください。

公表等されている窓口は以下のとおりです。

市町	申請先・問い合わせ先
新潟市	<p>【住宅の修理相談】 ご自宅を建てた工務店や大工さんが不明、依頼先がない場合は、下記までご連絡ください。 【受付時間】 平日 8:30～17:00 《新潟市建築組合連合会》 025-266-6650・090-3143-9636 《新潟県建築組合連合会》 090-1543-7538 《新潟県建築組合連合会下越支部》 090-3145-5573</p> <p>【被災住宅相談窓口】 被災した住宅の修理の方法等に関する技術的相談に、建築士が無料で応じます。ご希望の方は会場までお越しください。 ・期日：3月29日(金) 土日祝日を除く ・時間：午前9時～午後5時 ・会場：西総合スポーツセンター（西区五十嵐1の町 6368-48） ・相談員：(公社)新潟県建築士会より派遣の建築士</p> <p>【被災宅地地盤相談窓口】</p>

被災した宅地地盤や擁壁の修理の方法等に関する技術的相談に、専門家が無料で応じます。ご希望の方は、会場までお越しください。

- ・期 日 3月23日(土)、26日(火)
- ・時 間 午前9時～午後5時
- ・会 場 西総合スポーツセンター（西区五十嵐1の町 6368-48）
- ・相談員（公社）地盤工学会北陸支部より派遣の専門家
- ・お問合せ 新潟市都市政策部まちづくり推進課 025-226-2700

(注)・工事業者のご紹介と現地調査には対応しておりません。
・図面や被害状況の写真があれば、お持ちください。
・多くのご相談者が来られた場合、時間制限を設けさせていただきます。

【私道災害復旧支援事業補助金（給付）】

地震により車両等の通行が困難となった私道の原形復旧工事費について支援します。

- ・補助金額：助成基準工事の10分の10（上限あり）
- ・申請期間：令和6年2月1日（木）～3月29日（金）
- ・窓口：
 - 私道災害対策チーム（西区役所3階フロア特設） 025-210-5288
 - 北区建設課（北区役所2階） 025-387-1405
 - 東区建設課（東区役所1階） 025-250-2610
 - 中央区建設課（NEXT21 5階） 025-223-7410
 - 江南区建設課（江南区役所2階） 025-382-4738
 - 秋葉区建設課（秋葉区役所4階） 0250-25-5410
 - 南区建設課（南区役所3階） 025-372-6460
 - 西蒲区建設課（西蒲区役所A棟3階） 0256-72-8541
- ・対象の工事：私道を被災前の形状に戻す（原形復旧）工事
※既に着手または完了した工事も補助の対象となる場合があります。（遡及措置）
- ・申請者：次に掲げる私道の関係者の中から選任された代表者
 - (1) 復旧する私道の敷地の所有者又は地上権者
 - (2) 復旧する私道に隣接する土地の所有者
 - (3) 復旧する私道に隣接する土地に存する家屋の所有者又は居住者
- ・対象の私道：次に掲げる要件を全て満たす市内の私道

	<p>(1) 一般交通の用に供されている生活道路</p> <p>(2) 公道（国道、県道、市道）に接続する道路</p> <p>(3) 幅員が 1.8m 以上の道路</p> <p>(4) 住民等により維持管理している道路</p> <p>(5) 被災前の機能が失われ日常生活に支障が生じている道路</p> <p>(6) 住宅・店舗の出入りに利用している道路（農地や駐車場のみに接続する道路は対象外）</p>
--	---

[目次に戻る](#)

5 被災市民の公的住宅への提供・入居相談等

◆ 被災された市民の公的住宅への入居相談窓口等を開設

市町等	申請先・問い合わせ先
新潟県	<p>【県営住宅の提供】</p> <p>対象者：令和 6 年能登半島地震に伴い、現在の住宅に住むことが困難となった方※罹災証明書が必要。提出が困難な場合は、下記の問い合わせ先にご相談ください。</p> <p>入居期間：原則 6 か月、最初に許可した日から起算して 2 年を限度として期間の更新が可能</p> <p>入居可能な県営住宅： 現在の空室状況等により対応しますので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>家賃、駐車場使用料、敷金：免除</p> <p>問い合わせ先</p> <p>(1) 新潟市内の県営住宅について 新潟県住宅供給公社（025-285-6111）</p> <p>(2) 新潟市以外の県営住宅について 空き状況については以下窓口にお問い合わせください。</p> <p>新潟市：新潟県住宅供給公社業務管理課 025-285-6111 長岡市：長岡市生活支援課市営住宅相談室 0258-39-2229 上越市：上越市建築住宅課公営住宅係 025-526-5111 三条市：三条市福祉課生活支援係 0256-34-5511 柏崎市：柏崎市建築住宅課公営住宅係 0257-21-2290 新発田市：新発田市社会福祉課庶務住宅係 0254-28-9220</p>

	<p>小千谷市：小千谷市防災安全課防災安全係 0258-83-3515 加茂市：加茂市建設課管理係 0256-52-0080 十日町市：十日町市都市計画課建築住宅係 025-757-9935 見附市：見附市建設課監理係 0258-62-1700 村上市：村上市都市計画課建築住宅室 0254-53-2111 燕市：燕市営繕建築課公営住宅係 0256-77-8287 糸魚川市：糸魚川市建設課管理住宅係 025-552-1511 妙高市：妙高市建設課建築住宅係 0255-74-0026 五泉市：五泉市都市整備課 0250-43-3911 佐渡市：佐渡市建築住宅課 0259-63-3111 阿賀野市：阿賀野市建設課都市計画建築係 0250-62-2510 胎内市：胎内市福祉介護課地域福祉係 0254-43-6111 魚沼市：魚沼市土木課都市整備課建築住宅係 025-799-1000 南魚沼市：南魚沼市福祉課公営住宅係 025-773-6667</p>
新潟市	<p>【市営住宅の無償提供】 対象者：住宅の被害が罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方、住宅の被害が応急危険度判定で「危険」の方 申込・入居相談：受付時間：午前9時00分から午後6時まで 窓口：・西区役所黒埼地区総合体育館（3/31まで） ・西総合スポーツセンター（3/31まで） ・中央区役所（5階）（3/31まで） ・曾野木地区公民館（3/31まで） ・北区役所（1階）（3/29まで） ・秋葉区役所（1階） ・南区役所（1階） ・西蒲区西川健康センター（3/30まで、毎水土） 電話：住環境政策課：025-226-2817</p> <p>【民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅の供与】 対象者：自らの資力では住宅確保ができない方で、次のいずれかの方 住宅の被害が罹災証明書で「全壊」の方、 住宅の被害が罹災証明書で「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方、応急修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方 受付期間：土曜・日曜も申込可 申込方法：受付時間：午前9時から午後6時00分まで</p>

	<p>窓口：・黒埼地区総合体育館(3/31 まで) ・西総合スポーツセンター(3/31 まで) ・中央区役所 5 階(3/31 まで) ・曾野木地区公民館(3/31 まで)</p> <p>【被災者転居費支援】 対象：住宅の被害が罹災証明書で半壊以上の方に引越費用 1 / 2 支援 受付：3 月 21 日 窓口：住環境政策課 025-226-2813 (8 時 30 分～17 時 30 分) ※要領収書、上限 15 万円、詳細は後日発表</p>
長岡市	<p>【市営住宅の提供】 令和 6 年能登半島地震により被災され、住宅に被害を受けた方を対象に、市営住宅を一時的に提供します。</p> <p>対象者：次の条件すべてを満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅の被害が罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方。 2. 過去に長岡市の市営住宅等に入居していた者については、市営住宅等の未納の家賃、損害賠償金等の費用負担の義務がないこと。 3. 使用者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと。 <p>使用可能期間：使用の承認日から、6 ヶ月以内（特別な理由がある場合、延長により 1 年を超えない期間まで延長が可能です。）</p> <p>その他： 申込みは先着順とし、予定の提供戸数がなくなり次第終了します。また、提供住宅で一般入居の申込みがあった場合は、一般入居を優先とします。</p> <p>復興状況や提供可能な住宅のストック状況などにより、予告なく受付を終了する場合があります。予めご了承ください。</p> <p>問い合わせ先：</p>

	<p>長岡市役所 生活支援課 市営住宅相談室 0258-39-2229 山古志支所 地域振興・市民生活課 0258-59-2333 小国支所 地域振興・市民生活課 0258-95-5900 栃尾支所 市民生活課 0258-52-5836 与板支所 地域振興・市民生活課 0258-72-3190 川口支所 地域振興・市民生活課 0258-89-3112</p>
柏崎市	<p>【公営住宅の無償提供】 対象者：令和6年能登半島地震で家屋に被害を受けた方（市外・県外の方も申込可能） 対象施設：柏崎市が管理する公営住宅（市営住宅・県営住宅）の空き住戸 入居期間：6カ月以内（当初の入居期間と合わせて最長2年まで延長が可能） 申込：建築住宅課公営住宅係（市役所1階12番窓口） 0257-21-2290</p>
十日町市	<p>【公営住宅等の提供】 対象者：令和6年能登半島地震で家屋に被害を受け一時的に公営住宅等への入居を希望する方で、罹災証明書が発行された方（市外・県外の方も申込可能） 入居期間：6カ月以内（当初の入居期間と合わせて最長2年まで延長が可能） 受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで 問合せ先：都市計画課建築住宅係 025-757-9935</p>
上越市	<p>【市営住宅への入居相談】 対象者等：能登半島地震に伴い、現在の住宅に住むことが困難となった人（市外、県外も申込可能、罹災証明書が必要） 入居期間：原則1年（最初に許可した日から起算して2年を限度として期間の更新が可能） 相談窓口：建築住宅課公営住宅係 025-526-5111（代）</p>
小千谷市	<p>【公営住宅等を無償提供】 対象者等：令和6年能登半島地震で家屋に被害を受けた方 入居期間：2週間～3か月程度（期間の延長は可能）</p>

	<p>入居施設：小千谷市内の公営住宅等（住宅使用料は免除。光熱水費は入居から3か月まで無償）</p> <p>その他：生活必需品は可能な範囲で支援。当市までの移動が困難な場合は、車両による迎え入れを行います。</p> <p>児童・生徒の小千谷市内小・中学校への受け入れも可能ですのでご相談ください。</p> <p>申込方法：防災安全課に電話またはメール</p> <p>受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>申込先：防災安全課</p> <p>電話：0258-83-3515（直通）</p> <p>メールアドレス：bousai@city.ojiya.niigata.jp</p>
--	--

[目次に戻る](#)

6 災害ごみについて

◆ 被災によって生じたごみの搬入受付を行っています。

市町	申請先・問い合わせ先
新潟市	<p>【家庭系ごみの自己搬入について】</p> <p>◆照会先：循環社会推進課 025-226-1431、廃棄物対策課 025-226-1403</p> <p>◆無料期間：3月30日（土）まで</p> <p>◆今回の地震で発生した家庭系ごみを清掃センターに持込む際に受付で「地震・災害ごみ」と申し出てください。</p> <p>無料期間を過ぎたり、今回の地震に関係のない通常のごみは、ごみ処理手数料がかかります。（家庭系ごみ 10kg ごとに 60 円）</p> <p>持ち込める地震・災害ごみ（無料対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭から出た燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、特定 5 品目 ・ 液状化現象で発生した土砂（土のう袋等）や、ブロック・れんが・陶器類のみの場合は、第 4 赤塚埋立処分地で受入（なお、土砂については、別途区役所建設課での回収も行っていきます。） <p>※燃やすごみは長さ 50 cm 以内にしてください。 （生木は、長さ 50 cm 以内、太さ 10cm 以内。）</p> <p>※製材・角材は長さ 2m 以内にしてください。（処理能力）</p> <p>※お車への損傷をさけるため、ご自身で荷下ろししていただきます。</p> <p>※新潟市内で発生したごみに限ります。</p> <p>持ち込めないごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル家電およびパソコン（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機、パソコン） ・ 危険物・処理困難物（車やバイクのバッテリーやタイヤ、消火器、灯油、農薬、劇薬など） ・ 産業廃棄物（事業活動で使用したもの、発生したもの。地震被害による解体工事などで発生したがれき類や廃材等を含む。） なお、産業廃棄物ではない事業系一般廃棄物は無料対象外（有料）。 <p>【受け入れ施設】</p> <p>全区受入れ：新田清掃センター（西区）・亀田清掃センター（江南区）・新津クリーンセンター（秋葉区）・白根環境事業所（南区）</p> <p>西蒲区、西区四ツ郷屋のみ：鎧淵クリーンセンター（西蒲区）</p> <p>北区のみ：豊栄環境センター（北区）</p>

	<p>全区受入れ（土砂、ブロック、れんが、陶器類のみ）：第4赤塚埋立処分地（西区）</p>
三條市	<p>【地震で発生した家庭ごみの自己搬入について】 ◆照会先：市民部 環境課 ごみ減量係（清掃センター内） 電話：0256-45-4868（直通）</p>
柏崎市	<p>【家庭からの災害ごみの受け入れ】 ・災害ごみの範囲：地震による被害で壊れた・使用できなくなった以下のもの 燃やせるごみ（例：プラスチック製品、おもちゃ） 燃やせないごみ（例：食器類、ガラス、照明器具などの一部電化製品） 粗大ごみ（例：机・タンス・食器棚・本棚などの家具類、こたつなどの一部電化製品） 屋根から落ちた瓦、剥がれた壁材、コンクリート片など ・持ち込み場所：クリーンセンターかしわざき（松波4-13-13） ・受付期間：令和6(2024)年1月11日（木）～3月30日（土） 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時30分 土曜・祝日（日曜日を除く）：午前8時30分～午前11時30分 ・問合せ先：環境課 クリーン推進係 0257-23-5170</p>
燕市	<p>【地震により破損した石塀、瓦等の石材類で、一般家庭ごみとして処分できないごみの処分】 被災（罹災）証明書が必要 問い合わせ：生活環境課 環境政策係（2階14番窓口） 0256-77-8167</p> <p>【被災住宅の修繕やブロック塀撤去等に関する相談】 問い合わせ：営繕建築課建築指導係 0256-77-8282 市内業者に依頼する場合の連絡先 ※作業依頼は有料。費用など依頼条件は直接業者にお問い合わせください。</p> <p>◆燕市建設業協同組合（ブロック塀） 窓口：燕地区 春木建設(株) 0256-63-2212 吉田地区 株式会社星野建設 0256-98-6322 分水地区 株式会社井上砂利店 0256-97-2311 ※土日祝日は燕市建設業共同組合 0256-63-6016</p> <p>◆西蒲原燕建築組合連合会（壁・瓦など） 燕建築組合 建築良建 0256-62-6188</p>

	<p>吉田建築組合 (有)本田工務店 0256-92-6258 090-2557-3049 (休日)</p> <p>米納津建築組合 (有)田上建築 0256-92-5318</p> <p>分水建築組合 本田建築 0256-97-2492</p>
五泉市	<p>【災害ごみの出し方】</p> <p>◆ ごみステーションに出せるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せともの・ガラス類の割れた食器、鏡などは「燃えないごみ」 ・壊れた家具(木製)は「燃えるごみ」 <p>ごみ焼却場へ直接搬入する場合は、事前にご連絡ください。</p> <p>◆ 直接搬入および戸別収集の依頼先：</p> <p>環境保全課 衛生係</p> <p>電話：0250-43-3911 (内線 323、386)</p>
上越市	<p>【家庭から出た災害ごみの出し方】</p> <p>照会先：生活環境課 025-526-5111 (代)</p> <p>(1) 通常どおり集積所に出す場合</p> <p>各世帯に配布してある「家庭ごみの分け方出し方ガイド」を確認し、災害ごみについても、市の指定袋や指定シールを使用して、ごみ集積所に出すことができます。</p> <p>(2) 自身で処理施設に持ち込むことができる場合</p> <p>災害ごみを自身で持ち込む場合は、各所へ事前に電話で連絡をした上で持ち込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やせるごみは、生活環境課(電話 025-526-5111 (代))へ事前に電話で連絡の上、クリーンセンターへ持ち込んでください。 ※営業時間：8:30～11:30、13:00～16:30 ○ 燃やせないごみは、次の中間処理事業者が取り扱っていますので事前に電話で連絡の上、各社まで、直接持ち込んでください。 [中間処理事業者] <ul style="list-style-type: none"> ・上越マテリアル株式会社(電話：025-539-1008) ・飛田テック株式会社(電話：025-524-2535) ・株式会社 WastecENERGY(電話：025-544-9282) ○ 瓦やブロック塀、灯籠、外壁、柱などの大きな木材は、生活環境課(電話 025-526-5111 (代))へ事前に電話で連絡の上、クリーンセンター入口付近の仮置場まで、直接持ち込んでください。 ※開場時間：8:30～11:30、13:00～16:30 ※業者による運搬費は、自己負担 <p>(4) 排出期間 令和6年3月30日(土)まで</p>

	<p>原則、日曜日の持ち込みは受け付けなし、月～土曜日の持ち込みに協力ください。</p> <p>【家庭から出た災害ごみの処分費用の減免】</p> <p>照会先：生活環境課 025-526-5111（代）</p> <p>対象等：対象は、災害により発生した家庭ごみで、クリーンセンター、仮置場（クリーンセンター入口付近）は中間処理事業者へ直接持ち込む場合や、自身で運ぶことができず、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼する場合に限ります。</p> <p>(1) 減免期間：3月30日（土）まで</p> <p>(2) 減免対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ：壊れた家具、畳など ・燃やせないごみ：壊れた食器類、家具（取り外せないガラスや金具が付いたもの）、石堀（コンクリートがら）、瓦、外壁 など <p>※日常生活で発生したごみは対象になりません。</p> <p>(3) 減免対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体や収集運搬にかかる費用 ・分別していないごみ ・農機具、車両関係 ・災害ごみとは無関係な産業廃棄物、便乗ごみ など <p>(4) 減免要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害ごみ確認票」の発行を受ける <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみをクリーンセンターに直接持ち込む場合または燃やせないごみを中間処理事業者に直接持ち込む場合に、それぞれ事前に電話で連絡してください。 ・持ち込み先で、災害ごみであることを確認します。 ・災害ごみであることを確認後、氏名、住所（免許証等で上越市民であることを確認）、現物写真、ごみの内容物の確認を行い、所定の様式に記入いただくことで、「災害ごみ確認票」を発行します。 <p>※「罹災証明書」の発行を受けた方は持ち込み先で罹災証明書を提示ください。罹災証明書の発行を受けた方には減免の案内を郵送しています。</p>
佐渡市	<p>【災害ごみの手数料免除について】</p> <p>災害ごみの持ち込みについては、クリーンセンターで引き取り可能なごみの手数料を免除いたします。持ち込みには「免除申請書」が必要。</p> <p>持ち込む際は種類ごと（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ など）に分別をお願いします。</p>

	<p>○「免除申請書」の手続き 生活環境課（電話：0259-63-3113） 各支所・行政サービスセンター</p> <p>○受け入れ日時 月曜日～金曜日、午前8時30分～午後4時30分まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両津クリーンセンターと南佐渡クリーンセンターについては軽トラック2台まで。 ・ 佐渡クリーンセンターにおいても多量のごみを持ち込む場合は、受け入れ状況により持ち込みを調整させていただくことがあります。
--	--

[目次に戻る](#)

7 家屋等の公費解体制度について

- ◆ 被災した家屋等を、所有者の申請に基づき、所有者に代わって解体・撤去を行う制度（公費解体制度）を実施する予定です。

公表されている窓口は以下のとおりです。

市町	問い合わせ先
新潟市	<p>対象：被災した住宅・事業所等（罹災証明で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の判定を受けたもののみ） 被災家屋等の一部解体や壊れていない建物、塀や立木などは対象外です。</p> <p>費用負担：市が所有者に代わって解体・撤去する場合：全額公費負担 すでに解体・撤去をした場合の費用償還：市が決定した補助額（かかった費用の全額が償還されるとは限りません。）</p> <p>申請期間：令和6年7月31日(水)まで</p> <p>お問い合わせ先：循環社会推進課 025-226-1391 申請の予約先：廃棄物対策課 025-226-1411 (いずれも8:30～17:30)</p>
長岡市	<p>令和6年能登半島地震による災害が「特定非常災害」に指定されたことから、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るとともに、被災者の生活再建支援及び被災地の迅速な復旧を図るための措置として、市が所有者に代わって半壊以上の被災した家屋等の解体・</p>

	<p>撤去・処分を行うための準備を進めております。</p> <p>お問合せ：環境施設課 0258-24-2838</p>
糸魚川市	<p>対象：被災した家屋等（罹災証明書で、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の判定を受けた家屋等が対象となります。）</p> <p>家屋等とは、住家や住家と同一敷地内にある建築物（倉庫等）です。</p> <p>※対象となる具体的な家屋等については、公費解体制度の詳細が決まり次第、改めてお知らせします。</p> <p>（注）被災家屋等の一部解体や壊れていない建物、塀や立ち木などは対象外です。</p> <p>費用負担：市が所有者に代わって解体・撤去する場合：全額公費負担</p> <p>・すでに解体・撤去をした場合：市が決定した額を償還（費用償還）します。（この場合、基準に基づき償還額を決定しますので、お支払いになった解体・撤去費用の全額とならない場合があります。）</p> <p>・費用償還にあたっては、解体工事に係る契約書や見積書、領収書、解体工事前後、工事中の写真などの書類が必要となりますので、必ず保管しておいてください。</p> <p>お問合せ：環境生活課 衛生施設係 025-552-1511</p>
上越市	<p>対象：次の1、2の要件を全て満たすことが必須です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災した家屋等の一部ではなく、全部を解体・撤去すること。（一部のみの解体やリフォームは対象外です） 住家については、罹災証明書の被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれかであること。非住家（中小企業の事業所など）は、罹災証明書に記載の「住家以外の被害欄」で被害を受けていることが確認できる内容のもの及び固定資産税の減免承認通知書などにより半壊以上相当の被害を確認できるもの。 <p>費用負担：市が所有者に代わって解体・撤去する場合：全額公費で負担します。</p> <p>すでに自ら解体・撤去をした場合：市が決定した額を償還します。（この場合、基準に基づき償還額を決定しますので、お支払いになった解体・撤去費用の全額とならない場合があります。）</p> <p>申請期間：令和6年7月31日まで</p> <p>お問合せ：生活環境課（電話025-526-5111 内線1020-4113）</p>

[目次に戻る](#)



お金のこと

1 災害援護資金の貸付

- ◆ 地震により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。償還期限は、据置期間（3年）を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

公表されている窓口は以下のとおりです。

市町	申請先・問い合わせ先
新潟市	【災害援護資金の貸付】 対象者等：住宅部分が半壊以上、もしくは家財に大きな被害を受けた世帯。被災当時、新潟市に住所を有していた世帯（所得制限あり） 貸付限度額…150万円～350万円（被害の程度、世帯主の負傷の状況によって異なる） 償還期間…10年（うち貸付利率据置期間3年） 償還方法…年賦、半年賦、月賦、元利均等償還 貸付利率…保証人を立てる場合は年0%、 保証人を立てない場合は年1% お問合せ：福祉総務課 025-226-1169 受付期間：令和6年4月30日まで
長岡市	対象：住宅部分が半壊以上、もしくは家財に大きな被害を受けた世帯。被災当時、長岡市に住所を有していた世帯。（所得制限あり） 受付窓口：アオーレ長岡なんでも窓口 お問合せ：0258-39-2262
上越市	【災害援護資金貸付金】 対象等：世帯主が負傷した世帯や住居・家財に被害を受けた世帯に、生活の再建に必要な資金を貸付 お問合せ：福祉課 025-520-5693（直） 受付期限：令和6年4月30日（火）
三条市	お問合せ：福祉課 0256-34-5405（直通）
柏崎市	お問合せ：防災・原子力課 0257-21-2316
新発田市	お問合せ：社会福祉課 0254-28-9226

[目次に戻る](#)

2 福祉資金の貸付

- ◆ 「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者のいる世帯及び介護を要する高齢者のいる世帯に対して、必要な相談支援と資金の貸付けを行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。貸付相談から返済が完了するまで市区町村社会福祉協議会と地域の民生委員が支援します。お問い合わせ、ご相談・申込はお住まいの市区町村社会福祉協議会へお願いします。

新潟県社会福祉協議会生活支援課 025-281-5522

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。償還期限は、据置期間(通常：6か月以内 特例：2年以内)終了後、7年以内(特例：20年以内)とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

開始している窓口は以下のとおりです。

市町	申請先・問い合わせ先
新潟市	<p>①【母子父子寡婦福祉資金（生活資金）貸付】</p> <p>対象者等：母子家庭又は父子家庭となって7年未満の母又は父生活の安定・継続に要する資金を貸し付け</p> <p>（貸付限度額）月額 10万8千円 x3ヶ月</p> <p>（貸付利率）無利子又は年利 1.0%（連帯保証人の有無による）</p> <p>（据置期間）貸付日から6ヶ月</p> <p>（償還期間）据置期間経過後8年以内</p> <p>②【母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付】</p> <p>対象者等：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦</p> <p>住宅を建設、購入、補修、保全等をするための資金を貸し付け</p> <p>（貸付限度額）150万円（普通）200万円（災害の場合）</p> <p>（貸付利率）無利子又は年利 1.0%（連帯保証人の有無による）</p> <p>（据置期間）貸付日から6ヶ月</p> <p>（償還期間）据置期間経過後6年以内 災害の場合は7年以内</p>

③【母子父子寡婦福祉資金（転宅資金）貸付】

対象者等：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等

住居の移転に必要な資金を貸し付け

（貸付限度額）26万円

（貸付利率）無利子又は年利1.0%（連帯保証人の有無による）

（据置期間）貸付日から6ヶ月

（償還期間）据置期間経過後3年以内

①～③共通

申請・照会窓口：各区役所健康福祉課・こども家庭課 025-226-1201

※手続きは各区役所健康福祉課へ

北区 025-387-1335	秋葉区 0250-25-5683
東区 025-250-2331	南区 025-372-6371
中央区 025-223-7236	西区 025-264-7300
江南区 025-382-4353	西蒲区 0256-72-8389

上越市

【生活福祉資金（緊急小口資金）貸付】

市内に住所を有し、当座の生活費を必要とする被災世帯に対し、緊急小口資金を貸付。所得等要件がありますので、詳しくは、市社会福祉協議会本所または支所へお問合せください。

照会先：市社会福祉協議会本所・支所

本所・上越支所 025-526-1515	頸城支所 025-530-4361
安塚支所 025-592-3002	吉川支所 025-548-3454
浦川原支所 025-599-3878	中郷支所 0255-81-6033
大島支所 025-594-7107	板倉支所 0255-78-2220
牧支所 025-533-5700	清里支所 025-528-3000
柿崎支所 025-536-6718	三和支所 025-529-2231
大湊支所 025-534-2410	名立支所 025-537-2566

【母子・父子・寡婦福祉資金貸付金】

照会先：上越地域振興局 健康福祉環境部 総務福祉課
025-524-6149

対象等：ひとり親家庭及び寡婦の方の経済的な自立をお手伝いするとともに、扶養しているお子さんの福祉の増進を図ることを目的に、使途に応じて資金の貸付けを実施

[目次に戻る](#)

3 生活再建のための支援金

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

4 住宅復旧の融資等

- ◆ 住宅金融支援機構では、機構融資（フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含みます。）の返済、災害復興住宅融資等に関する被災された皆さまからのご相談を以下の窓口でお受けします。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】0120-086-353（通話料無料）
受付時間：9時～17時（祝日及び年末年始を除く）
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

5 電気、上下水道料金及びガス料金の減免など

- ◆ 能登半島地震により住宅被害があった方の上下水道使用料やガス料金を減免する措置を行う市町村があります。現在公表されている情報は以下のとおりです。

○ 新潟市

家屋被害による減免（り災証明書の交付を受けた方）

要件	り災証明書の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の場合
内容	令和6年1月1日を含む期間（通常2か月分）の水道料金、下水道使用料を全額免除します。
申請方法	申請書に罹災証明書のコピーを添付して提出してください。

漏水等による減免（漏水などにより使用量の増加があった方）

要件	(1) 漏水箇所の修理を終え、修繕報告書の提出があった場合。 (2) 当分の間、修理ができない場合。 (3) 修理しないで転居する場合。 (4) 不可抗力により通常の使用量より著しく多量になった場合。
内容	漏水により増加した使用水量を、通常の使用水量（前年同月の使用水量など）に減量します。 下水道排除量も同様に減量します。
申請方法	(1) 修理を行った工事店から「修繕報告書」を水道局へ提出してください。 (2) ～ (4) お客さまから、「使用水量認定申請書」を被災相談窓口、水道局窓口、または郵送にてご提出ください。※インターネットでも申請いただけます。

提出先

・水道局窓口

1 西区、中央区、東区、北区、西蒲区の方
〒951-8560 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3 新潟市水道局 中央料金事務所 【時間】平日 8:30～17:15 【電話番号】0120-411-002（ご利用できない場合は 025-266-9311）
2 江南区、秋葉区、南区の方
〒956-0035 新潟市秋葉区程島2004番地2 新潟市水道局 秋葉料金事務所 【時間】平日 8:30～17:15 【電話番号】0120-411-002（ご利用できない場合は 025-266-9311）

・新潟市オンライン相談システム

○ 柏崎市

災害を受けたことにより水道・下水道料金を一時に支払いすることが困難な方に対し、水道・下水道料金の支払いが困難な場合に支払い期限の延長をします。

申請期限：令和6年3月31日

問合せ先：上下水道局料金センター（0257-32-8611）

上下水道局経営企画課料金係（0257-22-4111）

○ 糸魚川市

地震により水道施設に被害を受け、大量に漏水が発生した場合は、水道料金及び下水道使用料等を減額できる場合がありますので、下記へお問い合わせください。

○ 上越市

ガス水道局では、上下水道料金について、被災された皆様に以下の支援制度を実施しております。（申請期限：令和6年5月31日）

- ①避難等により漏水の発見が困難な場合の水道・下水道料金の免除
- ②水道・下水道料金の支払期限の延長

お問い合わせ先

上越市ガス水道局総務課料金出納係

電話：025-522-5518 FAX：025-525-9969

◆ 東北電力による特別措置について

同社では、2024年1月1日に災害救助法が適用された新潟県の12市1町及びその周辺地域の5市5町2村の計25市町村（※1）において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、①電気料金の支払期日の延伸、②不使用月の電気料金の免除などの特別措置を設けています。

詳しくは、[同社報道発表資料](#)をご覧ください。同社カスタマーセンターまでお問合せください。

TEL. 0120-066-774

【受付時間】平日※：午前9時から午後5時まで

※祝日・土曜・日曜を除く

（※）対象市町村

■ 災害救助法適用市町（12市1町）＜災害救助法適用日：1月1日＞

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、南魚沼市、出雲崎町

■ 隣接市町村（5市5町2村）

新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢町、刈羽村

◆ 北陸ガスによる特別措置について

同社では、2024年1月1日に災害救助法が適用された新潟市、長岡市、三条市、見附市、加茂市、柏崎市、燕市において、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、ガス工事費及びガス料金について、①臨時のガス工事費の免除、②ガス料金の支払期限の延長などの特別措置を設けています。

詳しくは、[同社報道発表資料](#)をご覧ください。同社お客さまセンターまでお問合せください。

北陸ガス株式会社 お客さまセンター：0570-025-880

* 受付時間 平日 8:30~19:00、土曜 8:30~17:10（日、祝日除く）

[目次に戻る](#)

6 NHK の放送受信料の免除

NHK では、「令和6年能登半島地震」の被害を受けられた方に対し、次のとおり放送受信料の免除をします。

1. 免除の範囲と免除の期間

	免除の範囲	免除の期間
(1)	災害救助法が適用された区域内（※）において半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約	令和6年1月から令和6年6月まで
(2)	災害救助法が適用された区域内（※）において、災害対策基本法に基づく避難の指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約	令和6年1月から令和6年6月まで ただし、令和6年7月1日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の指示または退去命令を受けている場合は、その解除された日の属する月の翌月まで

(1) (2) とともに該当する場合は、(2) として取り扱うものとします。

2. 免除の手続き

- NHKによる調査、または放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- 免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合や今後お支払いいただいた場合は、お支払い分

を次回のご請求分に充当させていただきます。（返金を希望される場合は、NHKまでご連絡ください。）

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

1 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告・納付等の期限延長」、「所得税等の軽減又は免除」、「源泉所得税等の徴収猶予・還付」、「住宅借入金等特別控除等の特例」、「財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税」、「予定納税額の減額」、「納税の猶予」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 申告の期限についても、今般の災害により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、税務署に対して申請することにより、申告・納付等を行うのに差し支えないと認められる程度の状態になった日から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。状況が落ち着き次第、最寄りの税務署にご相談ください。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号（代表）	管轄区域
糸魚川税務署	025-552-0381	糸魚川市
小千谷税務署	0258-83-2090	長岡市(旧川口町)、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町
柏崎税務署	0257-22-2131	柏崎市、刈羽村
佐渡税務署	0259-74-3276	佐渡市
三条税務署	0256-32-6211	三条市、加茂市、見附市、田上町
新発田税務署	0254-22-3161	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
高田税務署	025-523-4171	上越市、妙高市

十日町税務署	025-752-3181	十日町市、津南町
長岡税務署	0258-35-2070	長岡市(旧川口町を除く)、出雲崎町
新潟税務署	025-229-2151	新潟市のうち北区・東区・中央区・江南区・南区・西区
新津税務署	0250-22-2151	新潟市のうち秋葉区、五泉市、阿賀町
巻税務署	0256-72-2355	新潟市のうち西蒲区、燕市、弥彦村
村上税務署	0254-53-3141	村上市、関川村、粟島浦村

[目次に戻る](#)

2 県税の特別措置

- ◆ 災害を受けられた皆様に対する県税の特例措置として、「申告・納税の期限延長」、「減免」、「納税の猶予」の制度を設けています。
 制度の内容や手続など詳しいことは、お近くの地域振興局県税部（県民税
 利子割・配当割・株式等譲渡所得割、自動車税(環境性能割)については県
 庁総務部税務課 025-280-5046)におたずねください。

県税部等名	電話番号	担当税目等	管轄市町村
新発田地域振興局 県税部課税課	0254-22-5106	法人・個人事業 税、不動産取得 税、狩猟税等	新発田市、村上市、阿賀野 市、胎内市、聖籠町、関川 村、粟島浦村
新発田地域振興局 県税部収税課	0254-26-9123	自動車税(種別割)、納税の猶予	新発田市、阿賀野市、胎内 市、聖籠町
新発田地域振興局 県税部村上収税課	0254-52-7922	自動車税(種別割)、納税の猶予	村上市、関川村、粟島浦村
新潟地域振興局 県税部直税第1課	025-273-3105	法人・個人事業 税、狩猟税等	新潟市、五泉市、阿賀町、 三条市、加茂市、燕市、弥 彦村、田上町、佐渡市
新潟地域振興局 県税部直税第2課	025-273-3143	不動産取得税	新潟市、五泉市、阿賀町、 三条市、加茂市、燕市、弥 彦村、田上町、佐渡市
新潟地域振興局 県税部収税第1課	025-273-3214	自動車税(種別割)、納税の猶予	新潟市(秋葉区を除く)
新潟地域振興局 県税部新津収税課	0250-24-7126	自動車税(種別割)、納税の猶予	新潟市秋葉区、五泉市、阿 賀町
新潟地域振興局 県税部三条収税課	0256-36-2212	自動車税(種別割)、納税の猶予	三条市、加茂市、燕市、弥 彦村、田上町

新潟地域振興局 県税部佐渡収税課	0259-74-3310	自動車税(種別割)、納税の猶予	佐渡市
長岡地域振興局 県税部課税課	0258-38-2504	法人・個人事業税、不動産取得税、狩猟税等	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村
長岡地域振興局 県税部収税課	0258-38-2510	自動車税(種別割)、納税の猶予	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
長岡地域振興局 県税部柏崎収税課	0257-21-6222	自動車税(種別割)、納税の猶予	柏崎市、刈羽村
南魚沼地域振興局 県税部課税課	025-772-2660	法人・個人事業税、不動産取得税、狩猟税等	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
南魚沼地域振興局 県税部収税課	025-772-2665	自動車税(種別割)、納税の猶予	魚沼市、南魚沼市、湯沢町
南魚沼地域振興局 県税部十日町収税課	025-757-5513	自動車税(種別割)、納税の猶予	十日町市、津南町
上越地域振興局 県税部課税課	025-526-9305	法人・個人事業税、不動産取得税、狩猟税等	上越市、糸魚川市、妙高市
上越地域振興局 県税部収税課	025-526-9311	自動車税(種別割)、納税の猶予	上越市、妙高市
上越地域振興局 県税部糸魚川収税課	025-553-1849	自動車税(種別割)、納税の猶予	糸魚川市
総務部税務課 業務第2係	025-280-5051	自動車税(環境性能割)	県内全域
総務部税務課 業務第1係	025-280-5050	県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割	県内全域

[目次に戻る](#)

3 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・県民税が減免されることがあります（前年度の合計所得によって減免の割合が異なります）。被害状況に応じて、国民健康保険料・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

公表されている窓口は以下のとおりです。

市町	申請先・問い合わせ先
新潟市	<p>【市税の減免】個人市民税・固定資産税・都市計画税</p> <p>対象者等：災害により被害を受けた方</p> <p>災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額する制度。税の種類によって減免要件が異なる納期限までの申請が必要となる。</p> <p>申請方法：電子申請・郵送・財務部市民税課窓口・財務部資産税課等窓口</p> <p>照会先：</p> <p>○個人市民税・県民税</p> <p>中央区・南区 025-226-2245</p> <p>東区・江南区 025-226-2365</p> <p>西区・西蒲区 025-226-2370</p> <p>北区・秋葉区 025-226-2375</p> <p>○固定資産税・都市計画税</p> <p>東区・中央区・西区の物件 025-226-1511</p> <p>北区・江南区・秋葉区の物件 025-382-4048</p> <p>南区・西蒲区の物件 0256-72-8231</p> <p>【納税の猶予】</p> <p>対象者等：災害により被害を受けた方</p> <p>災害により被害を受け納税が困難となった場合に、申請により最大1年間（原則として納期限から1年以内）、税額を分割して納められる制度。猶予が認められた場合は、猶予期間中の延滞金の全部、又は一部が免除される。</p> <p>申請方法：電子申請・郵送・本庁窓口</p> <p>照会先：財務部納税課 025-226-2310/025-226-2305</p> <p>【後期高齢者医療保険料の減免】</p> <p>対象者等：災害により、住家が損害（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）を受けた場合、又は、世帯主の収入が一定以上減少した（所得要件あり）新潟県後期高齢者医療制度の被保険者。措置の期間は令和6年1月から令和7年3月31日までが納期の保険料。</p> <p>申請方法：申請書に罹災証明書の写しを添付して下記申請先へ提出</p>

申請・問合せ先：

申請・問合せ先	電話番号
北区 区民生活課 税保険料係	025-387-1285
東区 区民生活課 保険料担当	025-250-2275
中央区 窓口サービス課 保険料係	025-223-7154
江南区 区民生活課 税保険料係	025-382-4241
秋葉区 区民生活課 税保険料係	0250-25-5677
南区 区民生活課 税保険料担当	025-372-6137
西区 区民生活課 保険料担当	下記保険年金課へ
西蒲区 区民生活課 税保険料係	0256-72-8340
保険年金課	025-226-1085

【国民健康保険料の減免・猶予】

対象者等：申請により令和 6 年 1 月から令和 7 年 3 月 31 日までが納期の保険料の減免又は支払いを猶予。

○主たる生計維持者の居住する住宅に損害（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）を受けた国民健康保険に加入している世帯

○主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入のいずれかが前年より 30%以上減少が見込まれる国民健康保険に加入している世帯（前年の合計所得が 1,000 万円以下である等の要件があります。）

申請方法：国民健康保険料減免申請書及び罹災証明書の写し（住宅損壊の場合）を下記の申請先へ提出。

申請・問合せ先：

申請・問合せ先	電話番号
北区 区民生活課 税保険料係	025-387-1285
東区 区民生活課 保険料担当	025-250-2275
中央区 窓口サービス課 保険料係	025-223-7154
江南区 区民生活課 税保険料係	025-382-4241
秋葉区 区民生活課 税保険料係	0250-25-5677
南区 区民生活課 税保険料担当	025-372-6137
西区 区民生活課 保険料担当	下記保険年金課へ
西蒲区 区民生活課 税保険料係	0256-72-8340
保険年金課	025-226-1085

【介護保険料の減免・猶予】

○対象者等： 介護保険の被保険者で令和 6 年能登半島地震により居住する住宅に損害を受け、その損害程度が半壊以上又は床上浸水の方又は介護保険料の納付が困難となった方について、令和 6 年 1 月分から令和 7 年 3 月分の納期の保険料の減免または支払の猶予。

○申請方法：各区役所区民生活課・窓口サービス課窓口に提出
郵送

○申請・問合せ先

申請先	電話番号
北区	025-387-1285
東区	025-250-2275
中央区	025-223-7154
江南区	025-382-4241
秋葉区	0250-25-5677
南区	025-372-6137
西区	下記介護保険課へ
西蒲区	0256-72-8340
介護保険課	025-226-1269

長岡市

【税の減免】

個人市民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、住宅または家財の損害の程度に応じて税額を減免します。

受付窓口：アオーレ長岡東棟 1 階税金窓口

アオーレ長岡東棟 1 階健康保険・年金窓口

アオーレ長岡東棟 1 階福祉窓口

各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）

問合せ先：市民税課 0258-39-2212

資産税課 0258-39-2213

国保年金課（国民健康保険料） 0258-39-2220

国保年金課（後期高齢者医療保険料） 0257-39-2317

<p>三条市</p>	<p>【税の猶予・減免】</p> <p>市税・個人市民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、基準に該当する場合は、申請により税を免除、減額、猶予する制度があります。</p> <p>問合せ先：税務課 市民税係 0256-34-5529 税務課 資産税係 0256-34-5530 収納課 収税係 0256-34-5531 収納課 滞納整理室 0256-34-5534 健康づくり課 国保係 0256-34-5442 高齢介護課 介護保険係 0256-34-5476</p>
<p>柏崎市</p>	<p>【税の猶予・減免】</p> <p>市税・個人市民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、基準に該当する場合は、申請により税を免除、減額、猶予する制度があります。</p> <p>問合せ先：税務課 納税係 0257-21-2252 税務課 市民税係 0257-21-2247 税務課 土地係 0257-21-2256 国保医療課 国民健康保険係 0257-21-2210 国保医療課 高齢者医療係 0257-21-2210 介護高齢課 介護保険料係 0257-21-2224</p>
<p>上越市</p>	<p>【税の特例措置】</p> <p>地震により財産に被害を受けた方々に対し、市税（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税）の特例措置として「徴収猶予」「減免」の制度を設けています。</p> <p>(1) 「徴収猶予」制度：収納課（電話 025-520-5655（直）、025-526-5111（代））</p> <p>徴収の猶予は、地震により財産に被害を受け、納期限内に市税を納めることが困難な方に対し、申請によって納付を最大1年間猶予する制度です。減額や免除ではありません。</p> <p>(2) 「減免」制度：税務課（電話 025-520-5652（直）、025-520-5650（直）、025-526-5111（代）、国保年金課（電話 025-520-5714（直）、025-526-5111（代））</p> <p>固定資産税及び市・県民税は、被害の程度によりそれぞれ一定の割合で減免します。国民健康保険税は、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、一定の割合で減免します（所得等の要件はありません）。</p>

	<p>後期高齢者医療保険料の減免制度：国保年金課（電話 025-520-5717（直）、025-526-5111（代））</p> <p>75歳以上の方または世帯の主たる生計維持者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合に、一定の割合で減免します（所得等の要件はありません）。</p> <p>介護保険の減免制度等：高齢者支援課（電話 025-520-5706（直）、025-526-5111（代））</p> <p>(1) 介護保険料の納期限延長</p> <p>65歳以上の方（第1号被保険者）または世帯の主たる生計維持者で、地震により著しい被害を受け納期限までに介護保険料を納めることが困難な場合は、6か月以内に限り徴収を猶予することができます。</p> <p>(2) 介護保険料の減免</p> <p>65歳以上の方（第1号被保険者）または世帯の主たる生計維持者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、介護保険料が一定の割合で減免されます（所得等の要件はありません）。</p>
--	--

[目次に戻る](#)

4 自動車検査証の有効期間の延長など

- ◆ 被災自動車の抹消登録等に関する登録手続きについて、下記のとおり専用の電話相談窓口を1月15日（月）から開設しました。
- ・北陸信越運輸局 自動車検査登録手続きヘルプデスク内
『令和6年能登半島地震 電話相談窓口』050-5540-2056
時間：平日8：30～17：00

- ◆ 自動車登録申請に係る書類については、以下のとおりの有効期限の延長を行う特例措置があります。

印鑑登録証明書	令和6年1月4日～6月29日までに発行後3ヶ月の期間が満了するもの	令和6年6月30日まで有効 ※令和6年6月30日は閉庁日のため、民法の適用により、令和6年7月1日まで有効
使用者の住所を証する書面 ・住民票 ・登録事項等証明書 等		
自動車保管場所証明書	令和6年1月4日～6月29日までに発行後1ヶ月期間が満了するもの	
希望番号予約済証		

詳細については、以下の連絡先におたずねください。

5 各種の許認可等の有効期間の延長など

(内閣府・総務省・法務省)

令和6年能登半島地震による災害を「特定非常災害」に指定する政令が公布、即日施行となり、運転免許のような許認可等の満了日が延長され、また法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます。

○被災者の皆様へ

★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が最長で令和6年6月30日（日）まで延長。

◎令和6年1月1日（月）以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められます。

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、総務省特設ページ（https://www.soumu.go.jp/r6_noto_jishin/hisai.html）などで、随時更新し、お知らせしていきます。

★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定（処分や刑罰を受けません）

事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令に基づく届出などの義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであれば、令和6年4月30日（火）までに履行することで、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

★法人に係る破産手続開始の決定が留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。しかし、令和6年能登半島地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合を除き、令和7年12月31日（水）までの間、裁判所による破産手続開始の決定はされません。

★相続放棄等の熟慮期間が延長

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間（令和6年1月1日以後に満了するもの）が令和6年9月30日（月）まで延長されます。

★民事調停の申立手数料が免除

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、令和6年1月1日（月）から令和8年12月31日（木）までに、令和6年能登半島地震による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、手数料の納付が免除されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

※ 令和6年能登半島地震による災害が特定非常災害に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、上記の措置が講じられます。

[目次に戻る](#)

6 国民年金保険料の納付免除、厚生年金保険料等の納付の猶予について

【国民年金保険料の免除】

令和6年能登半島地震により被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。

制度の詳細は、「被災された被保険者のみなさまへ、国民年金保険料の免除についてのお知らせ」をご覧ください。

免除となる対象者の範囲や申請手続きの詳細は、市区町村またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

【厚生年金保険料等の納付の猶予】

保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者の方が、被災により保険料を納付することが困難な場合は、口座振替の停止や、申請をいただくことにより「納付の猶予」を受けることができます場合があります。

【被災者専用フリーダイヤル】

電話番号：0120-808-678

受付時間：月曜日：午前8時30分～午後7時

火曜～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

○お近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の担当課（国民年金の場合）までご相談ください。窓口は以下のとおりです。

◆ 新潟県内の年金事務所

年金事務所	管轄区域（厚生年金）	管轄区域（国民年金）	問合せ先
新潟東		新潟市北区、東区、江南区、秋葉区、南区、五泉市、東蒲原郡	025-283-1013
新潟西	新潟市、五泉市、佐渡市、東蒲原郡	新潟市中央区、西区、西蒲区、佐渡市	025-225-3008
長岡	長岡市、小千谷市、魚沼市、三島郡	長岡市 小千谷市 魚沼市 三島郡	0258-88-0006
上越	上越市、糸魚川市、妙高市	上越市、糸魚川市、妙高市	025-522-0711
柏崎	柏崎市、刈羽郡	柏崎市、刈羽郡	0257-38-0568
三条	三条市、加茂市、見附市、燕市、西蒲原郡、南蒲原郡	三条市、加茂市、見附市、燕市、西蒲原郡、南蒲原郡	0256-32-2820
新発田	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、岩船郡	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、岩船郡	0254-23-2128
六日町	南魚沼市、十日町市、南魚沼郡、中魚沼郡	南魚沼市、十日町市、南魚沼郡、中魚沼郡	025-716-0008

◆ 県内市町村の国民年金担当窓口は以下のとおりです。

市区町村	担当課	連絡先	
新潟市	北区	区民生活課 給付係	025-387-1275
	東区	区民生活課 給付係	025-250-2265
	中央区	窓口サービス課 給付係	025-223-7149
	江南区	区民生活課 給付係	025-382-4235
	秋葉区	区民生活課 給付係	0250-25-5676
	南区	区民生活課 給付担当	025-372-6135
	西区	保険年金課	025-226-1089

	西蒲区	区民生活課 給付係	0256-72-8336
長岡市		国保年金課 国民年金係	0258-39-2250
三条市		市民部 市民窓口課	0256-34-5540
柏崎市		市民課 国民年金係	0257-21-2201
加茂市		市民課	0256-52-0080
見附市		市民税務課市民相談係	0258-62-1700
燕市		健康福祉部 保険年金課 年金医療係	0256-77-8136
糸魚川市		市民課	025-552-1511
妙高市		健康保険課 国保・医療年金グループ	0255-74-0014
五泉市		市民課保険年金係	0250-43-3911
上越市		国保年金課年金係	025-520-5716
佐渡市		市民課保険年金係	0259-63-5112
南魚沼市		市民課国保年金係	025-773-6661
出雲崎町		町民課 町民係	0258-78-2294

[目次に戻る](#)



事業者・労働者・求職者の方へ

1 特別労働相談窓口

- ◆ 新潟労働局では、被災された事業場、労働者、求職者の方々からの相談等に対応するため、特別労働相談窓口を開設しています。

1 地震の影響による相談窓口について

(1) 新潟労働局雇用環境・均等室総合労働相談コーナー

<照会先> 新潟労働局雇用環境・均等室 電話025-288-3501

(2) 各ハローワーク

- ① 被災した事業場における労働者の雇用維持等に関すること。
- ② 被災した事業場の労働者に対する雇用保険求職者給付及び就職促進給付の支給に関すること。
- ③ 災害の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関すること。

<照会先>

名称	電話番号	管轄区域
ハローワーク新潟	025-280-8609	新潟市(秋葉区・南区・西蒲区を除く)
ハローワーク長岡	0258-32-1181	長岡市(旧川口町を除く)
小千谷出張所	0258-82-2441	長岡市(旧川口町)
ハローワーク上越	025-523-6121	上越市(板倉区・中郷区を除く)
妙高出張所	0255-73-7611	妙高市、上越市のうち板倉区・中郷区
ハローワーク三条	0256-38-5431	三条市、加茂市、見附市
ハローワーク柏崎	0257-23-2140	柏崎市、出雲崎町
ハローワーク新津	0250-22-2233	新潟市のうち秋葉区・南区、五泉市
ハローワーク糸魚川	025-552-0333	糸魚川市
ハローワーク巻	0256-72-3155	新潟市のうち西蒲区、燕市
ハローワーク南魚沼	025-772-3157	南魚沼市
ハローワーク佐渡	0259-27-2248	佐渡市

(3) 各労働基準監督署

地震の影響に関連した賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること。

<照会先>

名称	電話番号	管轄区域
新潟労働基準監督署	025-288-3572	新潟市(秋葉区・南区を除く)
長岡労働基準監督署	0258-33-8711	長岡市(旧川口町を除く)、柏崎市、出雲崎町
上越労働基準監督署	025-524-2111	上越市、糸魚川市、妙高市
三条労働基準監督署	0256-32-1150	三条市、加茂市、燕市、見附市
新潟労働基準監督署	0250-22-4161	新潟市のうち秋葉区・南区、五泉市
小出労働基準監督署	025-792-0241	長岡市のうち旧川口町、南魚沼市
佐渡労働基準監督署	0259-23-4500	佐渡市

(4) 相談受付時間

上記(1)～(3)の相談受付時間は平日の8時30分～17時15分となります。

2 雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置等について

(1) 雇用保険受給資格者の失業の認定日の取扱いについて

(2) 雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置について

<照会先> この制度の内容や手続きなどは、当該市町を管轄するハローワークまたは新潟労働局職業安定課(025-288-3507)にお問い合わせください。

3 学生を対象とする窓口

新潟労働局では、令和6年能登半島地震により就職活動等に支障が生じた学生及び生徒等を対象とした「学生等震災特別相談窓口」を新潟新卒応援ハローワークに設置しました。

◆ 支援対象者

- ① 就職内定先が地震により被災し、就職内定の取消し又は入職時期の繰り下げの対象となった学生等
- ② 本人又は就職希望の地域が地震により被災し、就職活動に影響を受けている学生等
- ③ 地震の影響により広報・採用選考活動に支障が生じた、又は生じるおそれがある事業主等
- ④ ①及び②の学生等が在籍する学校等の進路指導を担当する教職員

◆ 連絡先

新潟新卒応援ハローワーク 電話：025-241-8609

[目次に戻る](#)

2 中小企業・小規模事業者の金融相談、補助金

- ◆ 被害を受け、今後の資金繰りの悪化が懸念される中小企業者、小規模事業者に対して、新潟県では、「中小企業金融相談窓口」において資金相談を受け付けています。

1 中小企業金融相談窓口

- 県庁内（地域産業振興課内専用電話）
- 電話番号：025-285-6887
- 対応日時：平日8:30~17:30

2 利用可能な主な制度融資

(1) 能登半島地震対応枠【新設融資枠】

[要件] 令和6年能登半島地震により直接に被害を受けた中小企業者等
[融資条件]

【限度額】7,000万円（セーフティネット資金（経営支援枠）の他の要件とは別枠で融資の利用が可能）

【用途】運転資金・設備資金

【期間】10年以内（うち据置2年以内）

【利率】融資期間3年以内 年1.15%

融資期間3年超5年以内 年1.35%

融資期間5年超7年以内 年1.55%

融資期間7年超10年以内 年1.75%

【保証】新潟県信用保証協会の信用保証付き

【取扱開始】令和6年1月30日（火）

[申込窓口] 県制度融資の取扱金融機関

[問合せ先] 新潟県地域産業振興課 025-280-5240

(2) セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）

[要件] 自然災害により直接に被害を受けた中小企業者等
[融資条件]

【限度額】3,000万円（セーフティネット資金（経営支援枠）の他の要件とは別枠で融資の利用が可能）

【用途】運転資金・設備資金

【期間】7年以内（うち据置2年以内）

【利率】融資期間3年以内 年1.15%

融資期間3年超5年以内 年1.35%

融資期間5年超7年以内 年1.55%

【保証】新潟県信用保証協会の信用保証付き

(3) 短期事業資金

[要件] 一時的な運転資金の需要が生じた小規模企業者

[融資条件] 【限度額】 500 万円

【使 途】 運転資金

【期 間】 1 年以内

【利 率】 年 1.50%

【保 証】 新潟県信用保証協会の信用保証付き

3 新潟県なりわい再建支援補助金

被災した中小企業等の復旧・復興を推進するため、工場・店舗などの施設や生産機械などの設備の復旧に係る経費を補助。

被害状況を証明するため、被災施設や設備の写真を撮影し、保存しておいていただくようお願いいたします。

【受付期間】 第 1 次募集 令和6年3月5日（火）～令和6年3月29日（金）

（募集は継続中、第 2 次募集は4月上旬を予定）

【補助対象者】 中小企業・小規模事業者、中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者）

【補助対象経費】 資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費

※施設の建替えは、原則、全壊又は大規模半壊判定が必要です。ただし、修繕費用よりも建替費用が安価な場合は建替が可能です。

※災害発生以降、既に行われた復旧事業に要する経費も補助の対象となります。

【補助率】 中小企業・小規模事業者 4分の3以内

中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者）2分の1以内

【補助上限額】 3 億円

【問合せ先】 地域産業振興課 小規模企業支援班 025-280-5235

4 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）【国補助金】

被害を受けた小規模事業者等が事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業を支援。

※第2次公募より、持続化補助金の他類型を活用している方も、災害支援枠の申請が可能。

【受付期間】 第 2 次公募 令和6年3月8日（金）～令和6年4月26日（金）

（郵送。締切日当日消印有効）

【補助対象者】 小規模事業者

【補助対象経費】 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載など

【補助率】 3分の2（一定の要件を満たす事業者のみ定額）

【補助上限】

- ・ 自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 …200万円
- ・ 令和6年能登半島地震に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合…100万円

【遡及適用】 あり

なお、被災された事業者の皆様におかれましては、被害状況を証

明するため、被災施設や設備の写真を撮影し、保存しておいていただくようお願いいたします。

【問合せ先】 地域産業振興課 小規模企業支援班 025-280-5235
商工会議所地区の方：補助金事務局 03-6635-2021
商工会地区の方：新潟県連 025-283-1311

5 被災商店街再建支援補助金（にぎわい創出等事業）

被災した商店街等の早期復旧を図るため、商業基盤施設の復旧や、被災商店街の賑わい創出に向けた取組等を支援。

【募集受付期間】

《第1回募集》 ※終了しました。

《第2回募集》 令和6年3月13日(水)から令和6年4月19日(金)
※令和6年6月1日から令和7年3月19日までの間に実施する業が対象。

【補助対象者】 県内の商店街等組織、商店街等組織と民間事業者との連携体
補助要件として、「歩行者通行量」及び「売上」がともに災害前に比べて減少していること

【補助率】 ・にぎわい創出等事業（直接被害）10分の10（定額）
（間接被害）3分の2以内
・商業基盤施設整備事業 2分の1以内

【補助金額】 補助金額上限1,000千円、下限300千円

【補助対象経費】 謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、設営費、運搬費、備品費、消耗品費、印刷製本費、広報費 など

【問合せ先】 産業労働部 地域産業振興課 025-280-5235

6 被災商店街再建支援補助金（商業基盤施設整備事業）

被災した商業基盤施設の復旧を支援。

【募集受付期間】

令和6年2月28日（水曜日）から令和6年5月10日（金曜日）

※令和6年4月8日（月曜日）を1次締切、令和6年5月10日（金曜日）を2次締切と設定しており、1次締切までに提出されたものから審査・交付決定を行います。

【補助対象者】 県内の商店街等組織

【補助率】 2分の1以内

【補助金額】 補助金額上限、下限なし

【補助対象経費】 アーケード、共同店舗、地域交流施設等、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費、商店街への来街を妨害するような障害物の除去費

【問合せ先】 産業労働部 地域産業振興課 025-280-5235

[目次に戻る](#)

3 中小企業者を対象とした各種相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済等についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

新潟支店中小企業事業	0 2 5 - 2 4 4 - 3 1 2 2
新潟支店国民生活事業	0 5 7 0 - 0 1 8 5 4 8
新潟支店農林水産事業	0 2 5 - 2 4 0 - 8 5 1 1
長岡支店国民生活事業	0 5 7 0 - 0 2 0 2 9 5
高田支店国民生活事業	0 5 7 0 - 0 2 0 5 2 7
三条支店国民生活事業	0 5 7 0 - 0 2 1 4 0 3

【商工中金】

新潟支店	0 2 5 - 2 5 5 - 5 1 1 1
長岡支店	0 2 5 8 - 3 5 - 2 1 2 1

【新潟県信用保証協会】 0 2 5 - 2 1 0 - 5 1 4 1

(本店) 保証第一課 : 025-210-5151

保証第二課 : 025-210-5152

保証第三課 : 025-210-5150

(長岡支店) 保証第一課、保証第二課 : 0258-35-5714

(県央支店) 保証課 : 0256-33-6661

(上越支店) 025-523-7225

(佐渡支店) 0259-57-2011

【商工会議所】

糸魚川商工会議所	025-552-1225	燕商工会議所	0256-63-4116
新潟商工会議所	025-290-4411	小千谷商工会議所	0258-81-1300
上越商工会議所	025-525-1185	村上商工会議所	0254-53-4257
長岡商工会議所	0258-32-4500	十日町商工会議所	025-757-5111
柏崎商工会議所	0257-22-3161	新井商工会議所	0255-72-2425
三条商工会議所	0256-32-1311	加茂商工会議所	0256-52-1740
新発田商工会議所	0254-22-2757	五泉商工会議所	0250-43-5551
新津商工会議所	0250-22-0121	亀田商工会議所	025-382-5111

【新潟県商工会連合会】 0 2 5 - 2 8 3 - 1 3 1 1

【新潟県中小企業団体中央会】 0 2 5 - 2 6 7 - 1 1 0 0

【全国商店街振興組合連合会】 03-3553-9300

【新潟県よろず支援拠点】 025-246-0058

【中小機構 関東本部 企業支援部 企業支援課】 03-5470-1620

【関東経済産業局 産業部中小企業課】 048-600-0321

[目次に戻る](#)

4 農林水産業者等の相談窓口

◆ 水産庁

地震災害の影響を受けた漁業者・水産事業者等を支援するための相談窓口を設置

相談フォーム：

https://www.contactus.maff.go.jp/jfa/form/gyosei/inquiry_suisan.html

担当：漁船保険、漁業共済・積立ぶらす関係（漁業保険管理官）、融資関係（水産経営課）、漁船関係（研究指導課）、養殖・栽培・内水面関係（栽培養殖課）、水産加工業関係（加工流通課）、漁港施設関係（防災漁村課）

照会先：漁政部漁政課 03-3502-7987（ダイヤルイン）

◆ 北陸農政局の相談窓口

令和6年能登半島地震による災害等に関する相談窓口を設置します。お困りごとがあればご相談ください。

電話又は問い合わせメールフォームでお問い合わせください。

電話：076-232-4217（企画調整室直通）

メール：

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/kikaku/notojishinR6.html>

◆ 林野庁の相談窓口

地震災害の影響を受けた林業・木材産業・特用林産事業者等を支援するための相談窓口を設置します。

「令和6年能登半島地震に係る相談窓口」

相談フォーム：

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/rinsei/inquiry_noto_rinya.html

電話：03-6744-1777 ※対応時間（9：00～17：00）

災害等に対する金融上の措置について

照会先：林政部企画課 ダイヤルイン：03-3502-8037

◆ 新潟県では、今後の農林水産業経営への影響が懸念されることから、相談窓口を設置し、被害を受けた農林水産業者等の経営継続を支援します。

1 相談窓口の設置（以下、窓口一覧参照）

県庁（農林水産部経営普及課、林政課、水産課）及び地域振興局農林水産（農業）振興部に相談窓口を設置。

2 実施内容

（1）農林水産物等被害についての相談全般

（2）経営再建に向けた経営・栽培管理に関する相談

3 相談窓口設置期間等

（平日）令和6年1月4日（木）から当分の間、8:30～17:15 まで

【相談窓口一覧】

1 相談窓口設置場所

（1）農業

① 農林水産部 経営普及課 電話番号 025-280-5302

② 地域振興局農林水産（農業）振興部（農業普及指導センター）

【各地域振興局の相談窓口】

村 上	0254-53-8941	魚 沼	025-792-6789	
新 発 田	0254-26-1090	南魚沼	025-772-2946	
新 潟		十日町	025-757-5900	
	新 潟	0250-24-9624	柏 崎	0257-21-6260
	巻	0256-72-0942	上 越	025-526-9402
三 条	0256-36-2257	糸魚川	025-553-1904	
長 岡	0258-38-2557	佐 渡	0259-63-3185	

（2）林業

① 農林水産部 林政課 電話番号 025-280-5326

② 地域振興局農林水産（農業）振興部（林業振興課）

【各地域振興局の相談窓口】

村 上	0254-52-7932	南魚沼	025-772-8266
新 潟		上 越	025-526-9466
	津 川	0254-92-0958	糸魚川
長 岡	0258-38-2572	佐 渡	0259-74-3450

（3）水産業

① 農林水産部 水産課 電話番号 025-280-5311

② 佐渡地域振興局農林水産振興部（振興課） 電話番号 0259-27-3715

2 その他

相談窓口の終期は今後の被害状況を踏まえて設定します。

◆ 独立行政法人農林漁業信用基金

当基金では、被害を受けられた農林漁業者等の皆様を対象に必要とする資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等のご相談・ご照会の窓口を設置

1. 農業者等の方からのご相談・ご照会：当基金又は最寄りの農業信用基金協会まで

連絡先：独立行政法人農林漁業信用基金 農業信用保険管理部

電話：03-3434-7820

FAX：03-3434-7836

新潟県農業信用基金協会：025-211-2411

2. 林業者・木材産業者の方からのご相談・ご照会：当基金まで

連絡先：独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部

電話：03-3434-7826・7827

FAX：03-3434-7837

3. 漁業者・水産加工業者の方からのご相談・ご照会：当基金又は最寄りの漁業信用基金協会まで

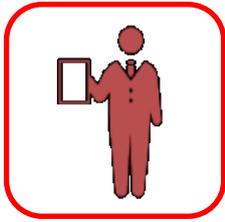
連絡先：独立行政法人農林漁業信用基金 漁業信用保険管理部

電話：03-3434-7829

FAX：03-3434-7838

新潟支所：025-245-0814

[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

1 地震保険

- ◆ 地震保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社または損害保険代理店
 - ・そんぽADRセンター 受付時間：平日 9:15～17:00
ナビダイヤル：0570-022-808（IP電話からは03-4332-5241）
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手がかりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
受付時間：9:15～17:00
フリーダイヤル：0120-501331
 - ・外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
受付時間：平日 9:00～17:00
電話番号：03-5425-7850
- ◆ ご注意
「保険が使える」と言って住宅修理を勧誘する業者や保険金の請求を代行する業者とのトラブルが増加していますので、ご注意ください。

[目次に戻る](#)

2 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会 災害時受付専用連絡先（生命保険相談所）
フリーダイヤル 0120-001-731 受付時間：平日 9:00～17:00
 - ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950
受付時間：平日 9:00～21:00
土・日・休日 9:00～17:00、1/1～1/3 除く

[目次に戻る](#)

3 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証券や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょ銀行
 - ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420
 - 受付時間：平日 9:00～19:00、土・日・休日 9:00～17:00
 - カード紛失センター フリーダイヤル 0120-794-889
 - 受付時間：年中無休：24時間受付
- ・かんぽ生命保険
 - かんぽコールセンター フリーダイヤル 0120-552-950
 - 受付時間：平日 9:00～21:00
 - 土・日・祝日 9:00～17:00

[目次に戻る](#)

4 法律相談等の窓口

- ◆ 法テラスによる弁護士・司法書士との無料法律相談

相談は事前のご予約が必要（予約方法：電話又はWEB上で受付）

相談予約電話：0120-078309

WEB予約：法テラス新潟ホームページから

<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/nigata/guidance/nigatasoudan.html>

実施期間：令和6年1月11日（木曜）～12月31日（火曜）

相談予約：平日9時～17時

※法制度や相談窓口情報の提供は平日9時～21時、土曜9時～17時も受け付けています。

対象等：令和6年1月1日（令和6年能登半島地震発災日）に、災害救助法が適用された市町村に住所、居所、営業所などがあった方（※法人は除く）

相談内容は生活再建に必要な法律相談（不動産問題、金銭問題、相続問題など）※同一問題につき3回まで利用できます

- ◆ 新潟県弁護士会：令和6年能登半島地震 なんでも！無料電話相談
被災された県民の皆さま向け無料電話相談を実施します。
相談ご希望の方は、下記申込先までご連絡ください。

受付時間：平日・土日 午前10時から午後4時（祝日除く）

申込先：0120-254-994

問合せ先：025-222-5533（新潟県弁護士会事務局）

～相談方法～

- (1) 平日は東京の相談担当弁護士、土日は近畿地方の相談担当弁護士がお電話をお受けします。
- (2) ご相談内容によっては、法テラス（日本司法支援センター）被災者相談援助を利用する場合があります、氏名・生年月日・住所等をお伺いする可能性があります。

- ◆ 日本司法書士会連合会：被災者、避難者の方々への支援として、フリーダイヤルによる電話相談を実施

〈災害時無料相談の開始〉

【フリーダイヤル相談】

0120-315199（サイガイキュウキュウ（災害救急））

■実施期間：令和6年1月9日（火）～6月30日（日）

（土日・祝日を含む。終了日は変更する可能性があります）

■受付時間：午後5時～午後8時まで

■災害対応実績のある司法書士に直接つながります。

〈新潟司法書士会による常設電話相談〉

電話相談窓口：司法書士総合相談センター 電話 025-240-7867

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00

面談相談窓口（要予約）：新潟県司法書士会 電話 025-244-5121

日時：毎週水曜日 13:30～16:00

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

1 こころの悩み相談窓口

- ◆ 「自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」では、令和6年能登半島地震による災害被災者（事業者、労働者及びその家族等）に対するメンタルヘルス及び健康に関する相談に応じています。この相談ダイヤルでは、被災された住民の方のメンタルヘルスに関する相談及び健康不安に関する相談のほか、相談者の意向を踏まえ、最寄りの労働基準監督署等の関係機関の紹介などの対応を行います。

- ・フリーダイヤル 0120-200-826（土日祝日を除く平日10～17時）

- ◆ 新潟県では、以下のとおり、こころの悩みについての相談を受付けています。

- ・新潟県こころの相談ダイヤル 0570-783-025（毎日24時間）

- ・新潟県いのちとこころの支援センター（月～金（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分）

名称	電話番号	管轄市町村
下越いのちとこころの支援センター （新発田地域振興局健康福祉環境部内）	0254-28-8880	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、五泉市、阿賀町、佐渡市
中越いのちとこころの支援センター （長岡地域振興局健康福祉環境部内）	0258-88-0070	三条市、燕市、加茂市、弥彦村、田上町、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村
上越いのちとこころの支援センター （上越地域振興局健康福祉環境部内）	025-524-7700	上越市、妙高市、糸魚川市

- ・新潟県内の地域振興局健康福祉（環境）部（保健所）

お住まいの市町村	地域振興局健康福祉（環境）部 （保健所）	電話番号
村上市、関川村、粟島浦村	村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）	0254-53-8369
新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	新発田地域振興局健康福祉環境部（新発田保健所）	0254-26-9133
五泉市、阿賀町	新潟地域振興局健康福祉部（新津保健所）	0250-22-5174
三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村	三条地域振興局健康福祉環境部（三条保健所）	0256-36-2363
長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町	長岡地域振興局健康福祉環境部（長岡保健所）	0258-33-4931
魚沼市	魚沼地域振興局健康福祉部（魚沼保健所）	025-792-8614
南魚沼市、湯沢町	南魚沼地域振興局健康福祉環境部（南魚沼保健所）	025-772-8137
十日町市、津南町	十日町地域振興局健康福祉部（十日町保健所）	025-757-2402
柏崎市、刈羽村	柏崎地域振興局健康福祉部（柏崎保健所）	0257-22-4161
上越市、妙高市	上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所）	025-524-6132
糸魚川市	糸魚川地域振興局健康福祉部（糸魚川保健所）	025-553-1936
佐渡市	佐渡地域振興局健康福祉環境部（佐渡保健所）	0259-74-3407

※新潟市にお住まいの方は、新潟市こころの健康センター（025-232-5560、月～金（祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時00分）にご相談ください。

・新潟県精神保健福祉センター 025-280-0113（月～金（祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時00分）

※新潟市を除く県内にお住まいの方

・新潟いのちの電話 025-288-4343（毎日24時間）

・よりそいホットライン 0120-279-338（毎日24時間）

◆ 耳の不自由な方・電話が使えない方

下記のメールやFAXでお問い合わせの場合は、住所氏名を記入しご連絡ください。

《新潟市保健所 健康増進課》

FAX 025-246-5671

Email:kenkozoshin@city.niigata.lg.jp

- ◆ 上記以外にも、市町村が独自で設けている窓口もございますので、詳しくは各市町村にもお問い合わせください。

◆ [目次に戻る](#)

2 からだの悩み相談窓口

- ◆ 震災によって生じるさまざまな体の悩み（めまい・頭痛が治らないなど）についての相談に応じる窓口を設置している市町村がございます。現在公表されている窓口は以下のとおりです。

○新潟市

区	相談先	電話番号
北	健康福祉課 地域保健福祉担当	025-387-1345
東	健康福祉課 地域保健福祉担当	025-250-2370
中央	健康福祉課 地域保健福祉担当	025-223-7039
江南	健康福祉課 地域保健福祉担当	025-382-4138
秋葉	健康福祉課 地域保健福祉担当	0250-25-5695
南	健康福祉課 地域健康係	025-372-6395
西	健康福祉課 地域保健福祉担当（西区役所内）	025-264-7453
	西地域保健福祉センター（内野まちづくりセンター内）	025-264-7731
	黒埼地域保健福祉センター（黒埼出張所内）	025-264-7474
西蒲	巻地域保健福祉センター	0256-72-7100

[目次に戻る](#)

3 医療機関の受診について

厚生労働省から、条件に当てはまる方は医療費の支払いが免除される発表がありました。条件等は以下のとおりとなります。

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、加入している保険者が災害救助法の適用市町村もしくは新潟県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会（協会けんぽ）である方。

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③ “ の行方が不明である方

④ “ が業務を廃止、又は休止された方

⑤ “ が失職し、現在収入がない方

◆ 上記(1)(2)どちらにも当てはまる方が対象となります。

◆ 特例期間は令和6年9月末までです。

詳細につきましては、以下にお問い合わせください。

新潟市	北区	区民生活課保険料担当	025-387-1285
	東区	区民生活課保険料担当	025-250-2275
	中央区	窓口サービス課保険料担当	025-223-7154
	江南区	区民生活課保険料担当	025-382-4241
	秋葉区	区民生活課保険料担当	0250-23-5677
	南区	区民生活課保険料担当	025-372-6137
	西区	区民生活課保険料担当	025-264-7254
	西蒲区	区民生活課保険料担当	0256-72-8340
長岡市	健康保険・年金窓口		0258-39-2220

[目次に戻る](#)



そのほかの情報

1 災害ボランティア

- ◆ 新潟市西区社会福祉協議会・災害ボランティアセンターでは逐次募集をしておりますので、詳しくは同協会のホームページを御確認ください。また、ボランティア依頼についても受付けております。

・ ボランティアについての問合せ 025-211-1630 (9:00~16:00)

[目次に戻る](#)

2 外国人のための相談窓口 Consultation For foreigner

- ◆ (公財) 新潟県国際交流協会
〈外国人相談センター〉
Tel : 025-241-1881
相談専用アドレス : nia10@niigata-ia.or.jp
URL : <https://www.niigata-ia.or.jp/foreign/>
時間 : 10:00~17:00 (受付は16:30まで。土日・祝・年末年始を除く)
日本語 : 月~金、中国語 : 水、英語 : 月・金 / 木(~14:00)、
タイ語 : 火、フィリピン語 : 月、ベトナム語 : 火(~17:00)
スペイン・ポルトガル語 : 木(~14:00)
* それ以外の言語は通訳ソフト対応
- ◆ 新潟市国際交流協会
外国籍市民等が生活で困っていること、悩んでいることについて外国語で相談を聞いて、必要な情報を伝える多言語による窓口を開設しています。
1月1日に起こった地震についての相談もうけています。なにか心配なことあれば、聞いてください。
通訳が必要な場合は、はじめに教えてください。

Tel : 025-225-2727

MAIL : kyokai@nief.or.jp

通訳ができる言語：英語、中国語、韓国語、ロシア語、フランス語、その他の言語は翻訳機で対応

曜日：月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日

時間：午前9時～午後4時

どこ：クロスパルにいがた（中央区礎町通3-2086）

※ 新型コロナウイルスの感染が広がらないようにするため、相談はできるだけ電話やメールでお願いします。

◆ 上越市国際交流協会

外国人の皆さんへ

こまったことがあったらJOINへでんわしてください

Tel : 025-527-3615

〈直接会って相談したい〉

場所：市民プラザ2階 国際交流センター（上越市土橋2554）

時間：月～金 10：00～12：00、13:00～17:00

木 13：00～19：00（お急ぎの方はご相談ください）

対応言語：日本語（月曜日～金曜日）

中国語（月曜日～水曜日、木曜日17:00～19:00、金曜日）

英語（木曜日13:00～17:00）

※通訳を希望の方は必ずはじめに連絡してください。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語で相談ができます。

[目次に戻る](#)

3 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

太陽電池パネルは、破壊されていても日光があたると発電し感電の恐れがあります。一般の方は危険ですので、絶対に触らないで下さい。

被害への対処の実施にあたっては、ご購入の販売・施工業者に連絡し適切な処置を依頼して下さい。

お問合せ先：一般社団法人太陽光発電協会 0570-003-045（平日の9:00～12:00、13:00～17:00）

[目次に戻る](#)

4 新潟市設置の被災相談窓口（再掲）

新潟市では、以下の窓口を設置し、被災者の方からのさまざまな相談に応じております。新潟市で罹災証明書を申請した方の交付場所もこちらになります。

区	設置場所	開設期間	開設時間
北区	北区役所	3月29日まで（祝日除く、月～金）	9～17時
東区	東区役所	3月30日まで（金・土のみ）	9～18時
中央区	中央区役所	3月31日までの毎日	
江南区	曾野木地区公民館	3月31日までの毎日	
秋葉区	秋葉区役所	3月31日までの毎日	
南区	南区役所	3月31日までの毎日	
西区	西総合スポーツセンター	3月31日までの毎日	
	黒埼地区総合体育館	3月31日までの毎日	
西蒲区	西川健康センター	3月30日まで（水～土）	

[目次に戻る](#)